



第1章

総論

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

我が国の障害者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。

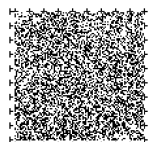
こうした中、平成26年1月に障害者権利条約を批准し、障害者の人権、自律及び自立の尊重や、障害に基づくあらゆる差別の禁止などを約束しています。

また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を施行し、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供の推進に関する基本的事項などについて定めています。

さいたま市においても、平成23年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）を施行し、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、様々な障害者施策に取り組んできました。

各施策に取り組んでいくに当たり、障害者が自ら望む地域で安心して暮らすことができるための支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対するきめ細かな対応、障害福祉分野に関わる人材確保・育成など、障害福祉サービス等の質の向上を図るための環境整備をより一層推進していくことが求められています。

本市では、複雑かつ多様化する障害者のニーズに対応するとともに、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、令和3年度からの新たな計画を策定することとします。

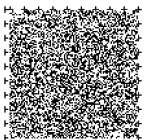
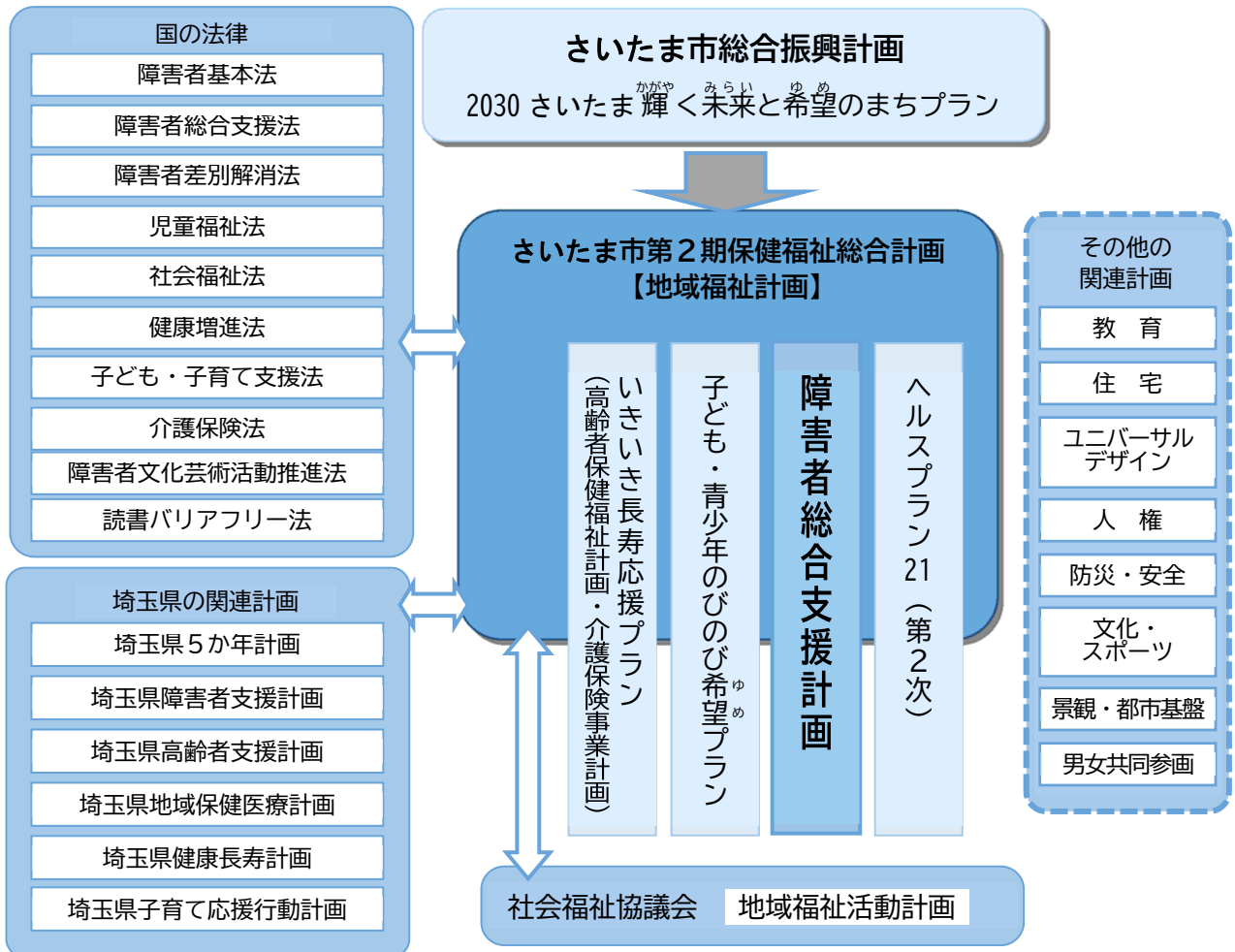


(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。

また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。

図 計画の位置づけ



■ 「障害者総合支援計画」における4つの位置づけ

本計画は、次の法律、条例により策定が位置づけられている法定計画です。

① 市町村障害者計画（障害者基本法第11条）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示すものです。

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市の障害児のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

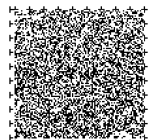
④ さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（条例第6条）

条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

（計画の策定等）

第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。



(3) 計画の期間

本計画における計画期間は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

和 暦	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
障害者計画	第3次 (H25~)			第4次			第5次		
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期		
ノーマライゼーション条例 (平成23年施行)									
障害児福祉計画				第1期			第2期		

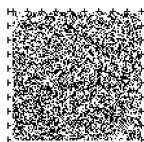
※網掛はさいたま市障害者総合支援計画の計画期間であり、点線は国の計画期間を示す。

(4) 計画策定の視点

この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。

このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。

また、新型コロナウイルス感染症等の健康危機などによって生じた、新たな生活様式や社会の変化に対応するため、本計画上の位置付けや記載の有無にかかわらず、全ての事業において、必要に応じた配慮や支援を講じるなど、柔軟かつ適切な施策の推進を図ることとします。



視点1 障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです

障害者が市民のひとりとして街で当たり前暮らし、働いたり、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活動に自由に参加できるようにすることが求められます。

このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病患者等、全ての障害のある人と、障害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画とします。

視点2 障害者の権利を守ります

障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことが必要となっています。

また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選んだことを大切に、障害者が市民の一員として地域社会においてふさわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となっています。

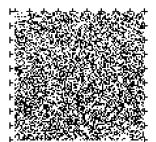
そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ることを目指す計画とします。

視点3 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います

障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求められています。

障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要となっています。

このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を目指す計画とします。



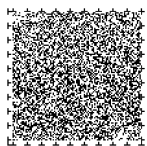
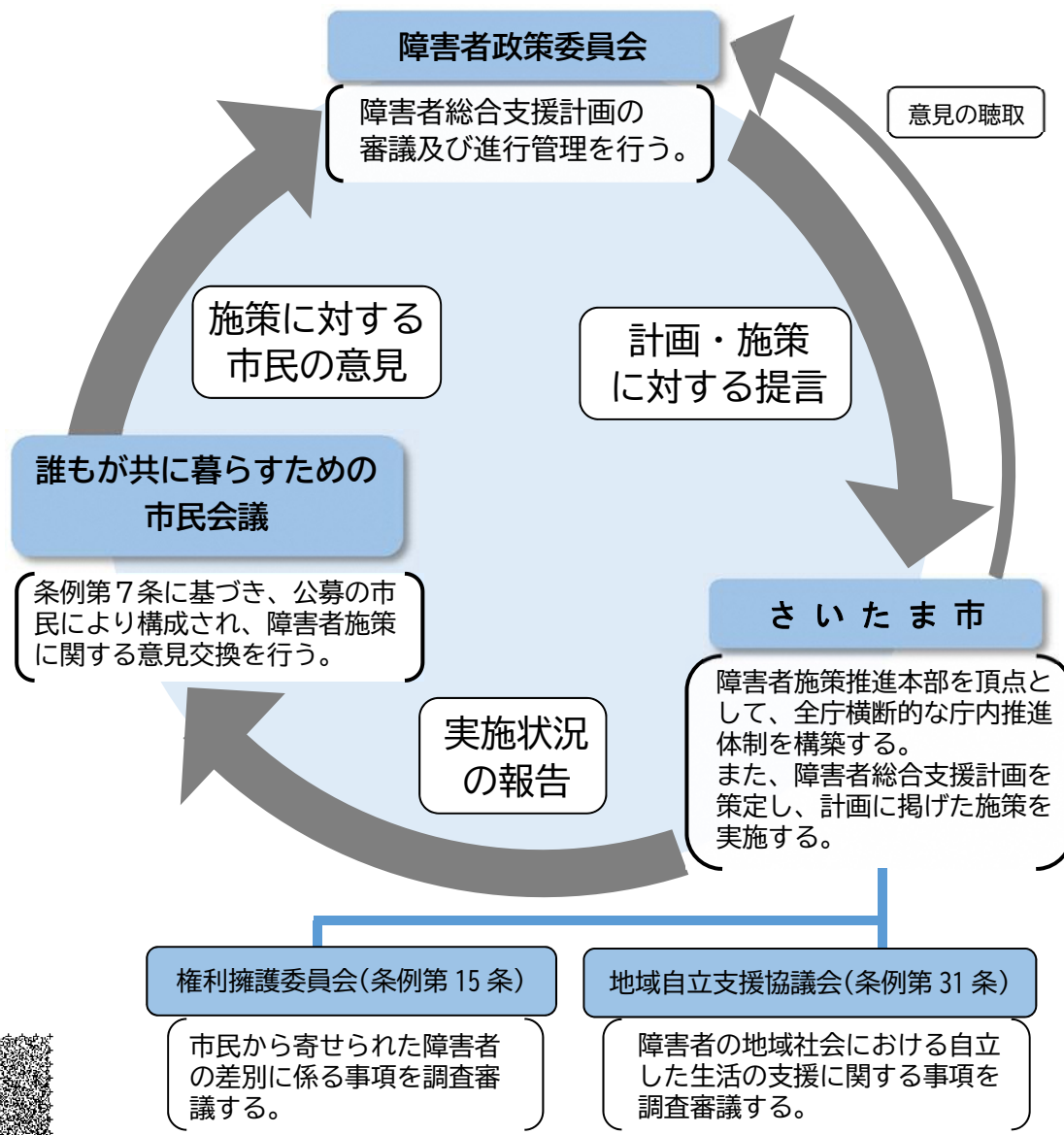
(5) 障害者施策の推進体制

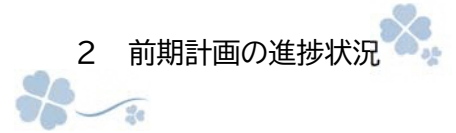
障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。

また、P D C Aサイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

P D C Aサイクルとは……

事業について、計画を立て (Plan)、実施 (Do) し、事業終了後に、結果を評価 (Check) し、改善 (Action) し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。





2 前期計画の進捗状況

(1) 各施策の進捗状況

前期計画（さいたま市障害者総合支援計画（平成30～令和2年度））では、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」という基本方針の下、4つの基本目標を設定し、93の関連事業を着実に進めてきました。

また、各事業には「成果指標」を設定し、その達成状況を毎年度評価していくこととしています。

計画の93の関連事業の令和元年度までの達成度について評価したところ、計画の目標に達していない事業が一部あるものの、おおむね順調に施策の展開が図られています。以下に、前期計画の基本目標・基本施策の平成30年度、令和元年度の実施状況と課題について記載します。

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

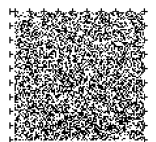
① 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

障害者に対する偏見や差別をなくし、理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションカップや「障害者週間」市民のつどい等、市のノーマライゼーション条例の理念に関する普及啓発活動を図ったほか、障害者福祉施策の実施状況や課題について話し合うため、誰もが共に暮らすための市民会議を実施しました。また、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことを踏まえ、市職員の障害に対する理解を深め、障害特性に応じた適切な対応について研修を開催しました。

より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうため、障害者や障害についての講演会などの機会を一層充実するとともに、ノーマライゼーションの理念の更なる普及啓発活動を行う必要があります。

② 障害を理由とする差別の解消

障害者に対する差別解消に取り組むため、各区役所の支援課や各区の障害者生活支援センターにおける通報体制や相談体制を整備するとともに、関係機関に対する専門的助言を行う機関として高齢・障害者権利擁護センターを設置しています。平成28年4月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、合理的配慮の提供を推進するため、合理的配慮の好事例を収集し、好事例集を作成しました。



今後、市民や市内の事業所、関連団体等に対し、障害者差別の解消や合理的配慮に関する研修会、講演会等を実施することで、その普及啓発を図るとともに、関係団体等との連携を強化し、障害者差別の解消及び合理的配慮の提供をより一層推進していく必要があります。

③ 障害者への虐待の防止

障害者に対する虐待防止に取り組むため、各区役所の支援課や各区の障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携した通報体制を整備しています。また、平成30年4月の埼玉県虐待禁止条例の施行を踏まえ、市内の障害福祉サービス事業所等の従事者に対し研修を実施しました。

今後、虐待に関する研修会、講演会での周知により、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組んでいく必要があります。

④ 成年後見制度の利用の支援

成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行を踏まえ、成年後見制度の円滑な実施と利用を促進するため、市民後見人の育成・支援を行いました。また、判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者に対して、権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行いました。

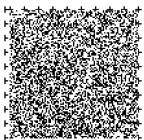
今後、成年後見制度に関する周知啓発を行うことにより、利用の促進を図る必要があります。

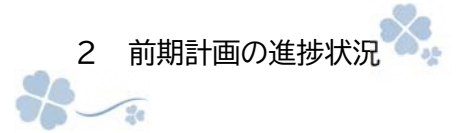
基本目標2 質の高い地域生活の実現

① ライフステージを通じた切れ目のない支援

保健、福祉、教育等に関する業務を担当する部局その他の関係機関の連携の下、乳幼児期からの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行っています。また、障害者が住み慣れた地域で教育を受けることができるよう環境を整備するとともに、障害者が必要とする教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行っています。

今後、各関係機関との連携の更なる強化を図り、各ライフステージにおける相談支援体制の充実や療育と教育の連携を図っていくことが求められます。





② 障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の充実を図ってきました。

また、市の様々な機関が相互に連携し、精神障害者を対象とした救急医療体制整備や地域移行支援のほか、発達障害者（児）及びその家族等に対する支援の充実等、地域生活の支援を行っています。

多様化するニーズに適切に対応し、障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるとともに、その家族等の不安を軽減するため、障害福祉サービスの質の確保や向上を図る取組をより一層推進していく必要があります。

③ 障害者の居住場所の確保

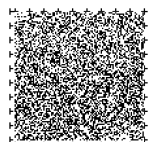
障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で安心して暮らすことができるようグループホームの整備、賃貸住宅への入居支援、居宅改善の補助等を行ってきました。

特に、グループホームに対するニーズは高く、今後も不動産会社等と連携して空き部屋や空地等を活用するなど、グループホームの整備を促進するとともに、障害者生活支援センターによる居住支援の拡充に努める必要があります。

④ 相談支援体制の充実

障害者本人やその家族からの身近な相談機関として、障害者生活支援センターを市内全区に設置するとともに、3か所目の基幹相談支援センターを整備するなど、総合的な相談体制の強化を図りました。

引き続き、障害者やその家族などが、地域で安心して暮らしていくために、関係機関等との連携を強化し、その人の障害の特性や態様に応じた総合的な相談支援体制の充実を図る必要があります。



⑤ 人材の確保・育成

障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野の人材の確保や育成を支援しました。

また、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の養成に取り組みました。あわせて、高次脳機能障害などの様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう、職員等に対する研修を実施しました。

今後もこうした人材の養成に努めるとともに、地域の関係機関におけるネットワークづくりや障害福祉事業所等に従事する職員に対し、障害に対する理解や専門知識の向上を図るなどの人材の育成や支援に、より一層取り組むことが必要です。

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

① 意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策

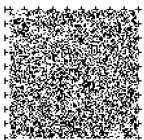
様々な障害の特性により意思疎通や情報の取得を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者等の派遣やアクセシビリティに配慮した情報提供を行うなど、障害特性に対応した情報の発信や、障害者が生活に必要な情報を取得するための支援を行っています。

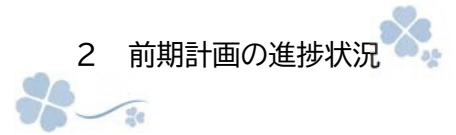
今後、障害者が生活に必要な情報等を円滑に取得することができるよう、様々な障害の特性に配慮した情報提供を行うとともに、ICTの利活用を促進するなど、情報を適切かつ迅速に提供できる取組が必要です。

② 障害者の就労支援

障害者総合支援センターを拠点として、企業と連携した障害者の就労の促進や、ジョブコーチや雇用創出コーディネーターの派遣等、障害者雇用への理解促進や就労者への支援を行っています。また、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の経済面の自立や工賃向上に向け、障害者優先調達の推進や自主製品販売事業の活性化に取り組むとともに、企業的経営手法を用い最低限の公的支援で就労の場を提供するソーシャルファームの創設を支援しました。

引き続き、就労支援を行う関係機関との連携の下、障害者雇用への理解促進や雇用の場の創出に努めるとともに、各障害特性に合わせた就労支援を行う必要があります。





③ バリアフリー空間の整備

「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の整備基準等に基づき、公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設のバリアフリー化に取り組んでいます。また、ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、職員向け研修や取組に関する情報共有を図りました。

引き続き、既存施設については可能な限りバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、アクセシビリティに配慮した誰もが快適に安心して利用できるよう公共施設の整備を進めていきます。

④ 外出や移動の支援

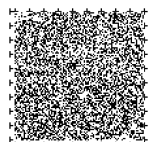
障害者の外出や移動を支援するため、障害者総合支援法に基づく移動支援や同行援護のほか、福祉タクシー利用料金の助成や自動車燃料費助成などを実施しています。

外出や移動の支援は、障害者の自立や社会活動の支援のために必要な施策であり、移動介護を行う事業所の整備を行うなど、支援の充実に取り組む必要があります。

⑤ 文化・スポーツ活動の促進

障害者の健康づくりと社会参加、市民相互の交流を図ることを目的として、ふれあいスポーツ大会や各種スポーツ・レクリエーション教室を開催するとともに、障害者の芸術作品を公募し、優れた作品を顕彰することにより障害者の文化活動の促進を図っています。

引き続き、障害者の生きがいづくりと社会参加、市民相互の交流を図るとともに、あわせて障害者及び障害に対する理解を深めるための取組を推進することが必要です。



基本目標4 障害者の危機対策

① 防災対策の推進

障害者や高齢者等の要配慮者支援を含めた防災知識等の普及啓発を図るとともに、災害時に障害者が必要な支援を受けられることができるよう、避難行動要支援者名簿の整備や避難場所の整備等を行っています。

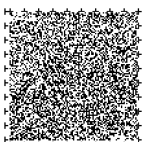
また、災害時における情報伝達において、それぞれの障害特性に配慮した情報の発信・受信を行いました。

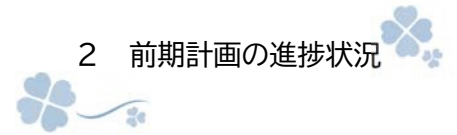
今後は、福祉避難所に対する理解を深め、福祉避難所の設置や運営が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設との協力を努めるとともに、障害の特性に配慮した情報提供や、SNSなどの様々な媒体を活用した適切かつ迅速な情報提供を行う必要があります。

② 緊急時等の対策

障害者が地域社会において安心して生活ができるよう、火事や救急時等におけるファクスや電子メールによる通報を可能とする体制の充実に取り組むとともに、消費者トラブルの防止及び消費者被害からの保護等を行っています。

引き続き、地域生活における安心・安全を確保する観点から、緊急時の対策を強化する必要があります。





(2) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況

前期計画では、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画として、国の基本指針に基づき、数値目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を定めました。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画期間の平成30年度と令和元年度の実績は、以下のとおりとなっています。

① 数値目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%（65人）を地域生活へ移行するとともに、平成28年度末時点の施設入所者数を2%削減（削減後に711人）することを目標値としました。

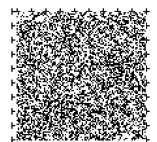
令和元年度末の実績は、地域生活への移行者数は24人とどまり、施設入所者数は削減に至らず、平成28年度末時点よりも35人増加しています。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値

項目	令和2年度 目標値	令和元年度 実績値	考え方
地域生活移行者数	65人	24人	平成28年度末時点の施設入所者数(725人)の9%が地域生活へ移行
施設入所者数	711人	760人	平成28年度末時点の施設入所者数(725人)を2%削減

入所施設から地域生活に移行するためには、地域生活に定着するための様々な支援が必要となります。特に、地域生活を営む受け皿となるグループホームなどの住まいの場の確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、各区障害者生活支援センターを中心とした相談機能を強化するとともに、障害福祉サービスの利用のみならず、就労支援を含めた幅広い支援の提供をより一層推進していく必要があります。



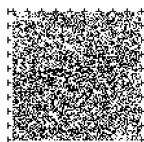
イ 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

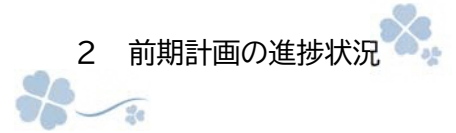
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置、令和2年度末時点の長期在院者数（65歳以上、65歳未満）を設定すること、令和2年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を84%以上、入院後1年時点の退院率を95%以上を目標値としました。

平成30年度末の実績は、精神病床における1年以上長期入院患者数は、65歳以上402人、65歳未満346人となっています。

表 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に関する目標値と実績値

項目	令和2年度 目標値	令和元年度 実績値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	— (設置済)	— (設置済)	地域自立支援協議会において協議を行っている
令和2年度末時点での精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上)	459人	402人 (平成30年度)	埼玉県目標値から住所地別1年以上入院患者数(65歳以上)の割合で算出
令和2年度末時点での精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳未満)	360人	346人 (平成30年度)	埼玉県目標値から住所地別1年以上入院患者数(65歳未満)の割合で算出
令和2年度における入院後3か月時点の退院率	69%		令和2年6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率を69%
令和2年度における入院後6か月時点の退院率	84%		令和2年6月に入院した患者の入院後6か月時点の退院率を84%
令和2年度における入院後1年時点の退院率	95%		令和2年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率を95%





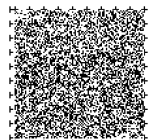
ウ 地域生活支援拠点等の整備

国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに少なくとも一つ整備することとなっていました。

さいたま市では、平成29年度から、地域自立支援協議会の場を活用して、地域の課題やニーズについて検討するとともに、本市の社会資源や制度を活用した地域の実情に応じた地域生活支援拠点等の整備に向けた協議を行っています。

表 地域生活支援拠点等の整備に関する目標値と実績値

項目	令和2年度 目標値	令和元年度 実績値	考え方
地域生活支援拠点等の 整備	整備に向けた 検討を行う	検討	地域自立支援協議会に おいて協議を行っている



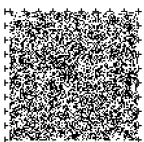
エ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、「令和2年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数」を平成28年度実績の5割以上増加(237人)、「令和2年度末時点の就労移行支援事業利用者数」を平成28年度末時点の利用者数の2割以上増加(531人)、「令和2年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合」を全体の5割以上とすることを目標としました。

令和元年度の実績は、一般就労移行者数は282人、就労移行支援事業利用者数は466人、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所は36.4%となっています。

表 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値と実績値

項目	令和2年度 目標値	令和元年度 実績値	考え方
令和2年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数	237人	282人	平成28年度の一般就労移行者数(158人)を5割増加
令和2年度末時点の就労移行支援事業利用者数	531人	466人	平成28年度末時点の就労移行支援事業利用者数(443人)を2割増加
令和2年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	36.4%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割 【参考】 平成28年度末時点では17% (6事業所/35事業所)
令和2年度末時点の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	8割	88.1%	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割

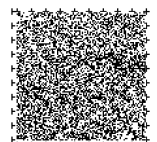


オ 障害児支援の提供体制の整備等

国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和2年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置をすることとしています。

表 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値と実績値

項目	令和2年度 目標値	令和元年度 実績値	考え方
令和2年度末時点の 児童発達支援センター の設置数	1か所増	累計 1か所増	令和2年度末までに、 児童発達支援センター を1か所以上設置 (平成28年度末時点の 事業所数：5か所)
令和2年度末時点の 保育所等訪問支援事業所 の設置数	1か所増	累計 4か所増	令和2年度末までに、 保育所等訪問支援事業 所を1か所以上設置 (平成28年度末時点の 事業所数：6か所)
令和2年度末時点の 主に重症心身障害児を支 援する児童発達支援及び 放課後等デイサービス 事業所の設置数	1か所増	累計 2か所増	令和2年度末までに、 主に重症心身障害児を 支援する児童発達支援 及び放課後等デイサー ビス事業所を1か所以 上設置 (平成28年度末時点の 事業所数：2か所)
平成30年度末までに、 保健、医療、障害福祉、 保育、教育等の関係機関 が連携を図るための協議 の場を設ける	1か所	1か所設置済 (平成30年度末)	平成30年度末までに、 保健、医療、障害福 祉、保育、教育等の関 係機関が連携を図るた めの協議の場を設ける



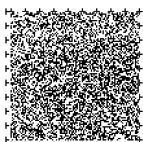
② 障害福祉サービスの実績

ア 訪問系サービスの実績

令和元年度の訪問系サービスの実績をサービス別にみると、いずれのサービスも増加傾向にあります。総じて見込量より下回っています。特に、行動援護の実利用人数が79.4%と見込みよりも低くなっています。

表 訪問系サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
居宅介護	時間分	29,370	33,260	88.3%	29,092	35,460	82.0%	37,810
	人	1,453	1,510	96.2%	1,471	1,610	91.3%	1,720
重度訪問介護	時間分	25,519	27,200	93.8%	28,334	32,200	87.9%	38,170
	人	64	70	91.4%	69	80	86.2%	90
同行援護	時間分	3,179	3,450	92.1%	3,224	3,590	89.8%	3,740
	人	150	160	93.7%	152	170	89.4%	180
行動援護	時間分	3,998	4,130	96.8%	4,278	4,680	91.4%	5,310
	人	143	160	89.3%	143	180	79.4%	200
重度障害者等包括支援	時間分	0	60	—	0	60	—	60
	人	0	1	—	0	1	—	1

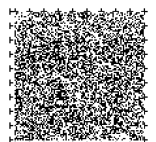


イ 日中活動系サービスの実績

令和元年度の日中活動系サービスの実績率は、就労継続支援A型の実利用人数が56.4%と見込みよりも低く、自立訓練（機能訓練）の実利用人数が140.0%と見込みよりも高くなっています。

表 日中活動系サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度見込量
		実績	第 5 期見込量	実績率	実績	第 5 期見込量	実績率	
生活介護	人日分	36,231	37,300	97.1%	37,304	39,490	94.4%	41,800
	人	1,892	1,960	96.5%	1,948	2,070	94.1%	2,190
自立訓練 (機能訓練)	人日分	524	410	127.8%	629	410	153.4%	410
	人	77	60	128.3%	84	60	140.0%	60
自立訓練 (生活訓練)	人日分	892	650	137.2%	895	650	137.6%	650
	人	59	50	118.0%	63	50	126.0%	50
就労移行支援	人日分	6,024	6,390	94.2%	6,710	6,700	100.1%	7,030
	人	370	487	75.9%	406	509	79.7%	531
就労継続支援 (A型)	人日分	9,946	13,120	75.8%	10,294	18,050	57.0%	24,830
	人	521	690	75.5%	536	950	56.4%	1,310
就労継続支援 (B型)	人日分	21,417	23,060	92.8%	22,093	25,700	85.9%	28,650
	人	1,364	2,130	64.0%	1,426	2,370	60.1%	2,640
就労定着支援	人	120	197	60.9%	167	217	76.9%	237
療養介護	人	89	90	98.8%	89	90	98.8%	90
短期入所 計 (ショートステイ)	人日分	2,987	4,120	72.5%	3,070	4,750	64.6%	5,480
	人	475	540	87.9%	496	620	80.0%	720
短期入所 (福祉型)	人日分	2,690	3,880	69.3%	2,751	4,470	61.5%	5,160
	人	415	490	84.6%	430	560	76.7%	650
短期入所 (医療型)	人日分	297	240	123.7%	319	280	113.9%	320
	人	60	50	120.0%	66	60	110.0%	70



ウ 居住系サービスの実績

令和元年度の居住系サービスの実績率は、共同生活援助は552人で87.6%、施設入所支援が760人で106.2%となっています。

表 居住系サービスの見込量と実績

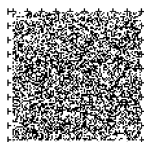
サービス区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
自立生活援助	人	0	25	—	2	45	4.4%	65
共同生活援助 (グループホーム)	人	497	530	93.7%	552	630	87.6%	750
施設入所支援	人	723	718	100.6%	760	715	106.2%	711

エ 相談支援サービスの実績

令和元年度の相談支援サービスの実績は、計画相談支援は9,803人で実績率122.3%、地域定着支援は18人で実績率180.0%と見込量を上回っています。

表 相談支援サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
計画相談支援	人	8,749	7,560	115.7%	9,803	8,010	122.3%	8,490
地域移行支援	人	1	10	10.0%	0	10	—	10
地域定着支援	人	12	10	120.0%	18	10	180.0%	10

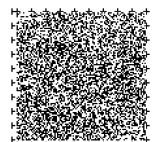


オ 児童福祉法による指定通所支援等の実績

令和元年度の児童福祉法による指定通所支援等の実績は、児童発達支援が107.1%、医療型児童発達支援が103.3%、福祉型障害児入所支援が133.3%と見込量を上回っています。

表 児童福祉法による障害福祉サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度 見込量
		実績	第 5 期 見込量	実績率	実績	第 5 期 見込量	実績率	
児童発達支援	人日分	6,523	6,490	100.5%	8,114	7,740	104.8%	9,230
	人	676	680	99.4%	868	810	107.1%	970
医療型 児童発達支援	人日分	443	380	116.5%	374	380	98.4%	380
	人	67	60	111.6%	62	60	103.3%	60
放課後等 デイサービス	人日分	20,294	25,680	79.0%	22,875	35,640	64.1%	49,460
	人	1,685	2,180	77.2%	1,929	3,030	63.6%	4,210
保育所等 訪問支援	人日分	23	40	57.5%	41	50	82.0%	60
	人	22	40	55.0%	33	50	66.0%	60
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	1	230	0.4%	1	230	0.4%	230
	人	1	10	10.0%	1	10	10.0%	10
福祉型 障害児 入所支援	人	15	9	166.6%	12	9	133.3%	9
医療型 障害児 入所支援	人	9	11	81.8%	7	11	63.6%	11
障害児 相談支援	人	3,994	4,780	83.5%	4,255	5,980	71.1%	7,480
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター の配置	人	検討	検討	—	検討	検討	—	1



カ 障害児の子ども・子育て支援等の実績

令和元年度の認可保育所の受入れ実績は、113.7%と見込量を上回っています。また、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の受入れ実績は86.4%となっています。

表 障害児等の受入れの見込量と実績

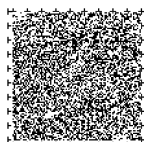
種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
認可保育所	人	362	340	106.4%	398	350	113.7%	360
放課後児童クラブ	人	180	211	85.3%	191	221	86.4%	231

③ 発達障害者等に対する支援の実績

令和元年度の発達障害者支援センターの関係機関への助言実績は、210.0%と見込量を大きく上回っており、今後も増加が見込まれます。

表 発達障害者支援等の見込量と実績

種別	平成30年度			令和元年度			令和2年度見込量
	実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2回	100.0%	2回	2回	100.0%	2回
発達障害者支援センターによる相談件数	1,132件	1,430件	79.1%	1,234件	1,545件	79.8%	1,660件
発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	16件	10件	160.0%	21件	10件	210.0%	10件
発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	45件	50件	90.0%	48件	50件	96.0%	50件



④ 地域生活支援事業の実績

第5期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量と平成30年度及び令和元年度の実績は、以下の表のとおりとなっています。

表 地域生活支援事業の見込量と実績

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
(1)理解促進研修・啓発事業		実施	実施	-	実施	実施	-	実施
(2)自発的活動支援事業		未実施	検討	-	未実施	実施	-	実施
(3)相談支援事業								
① 障害者相談支援事業	箇所	15	15	100.0%	15	15	100.0%	15
基幹相談支援センター		設置	設置	-	設置	設置	-	設置
② 基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	-	実施	実施	-	実施
③ 住宅入居等支援事業		実施	実施	-	実施	実施	-	実施
(4)成年後見制度利用支援事業	人	51	40	127.5%	55	45	122.2%	50
(5)成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	-	実施	実施	-	実施
(6)意思疎通支援事業(月間)								
手話通訳者設置事業	人	16	20	80.0%	19	20	95.0%	20
(7)日常生活用具給付等事業								
① 介護・訓練支援用具	件	71	70	101.4%	68	70	97.1%	70
② 自立生活支援用具	件	139	170	81.7%	134	170	78.8%	170
③ 在宅療養等支援用具	件	114	105	108.5%	113	105	107.6%	105
④ 情報・意思疎通支援用具	件	230	205	112.1%	270	205	131.7%	205
⑤ 排泄管理支援用具	件	2,184	1,750	124.8%	2,048	1,800	113.7%	1,850
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)(年間)	件	20	25	80.0%	31	25	124.0%	25

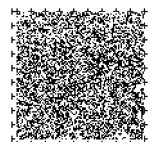


表 地域生活支援事業の見込量と実績（つづき）

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
(8)移動支援事業(月間)	箇所	222	234	94.8%	230	239	96.2%	244
① 利用見込者数	人	1,188	1,284	92.5%	1,140	1,321	86.2%	1,359
② 延べ利用見込時間数	時間	25,555	28,487	89.7%	25,519	29,274	87.1%	30,084
(9)地域活動支援センター事業(年間)		/			/			/
さいたま市分	箇所	26	26	100.0%	26	26	100.0%	26
	人	269	315	85.3%	268	315	85.0%	315
他市町村分	箇所	4	3	133.3%	5	3	166.6%	3
	人	8	5	160.0%	9	5	180.0%	5
(10)発達障害者支援センター運営事業(年間)	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
(11)障害児等療育支援事業	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
(12)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業		/			/			/
① 手話通訳者研修事業(年間)	人	9	10	90.0%	7	10	70.0%	10
	要約筆記者養成研修事業(年間)	人	8	15	53.3%	7	15	46.6%
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(年間)	人	2	1	200.0%	0	1	-	1
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業		/			/			/
① 手話通訳者派遣事業(年間)	件	0	1,870	-	0	1,910	-	1,950
	要約筆記者派遣事業(年間)	件	0	150	-	0	160	-
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(年間)	件	5	5	100.0%	5	6	83.3%	6

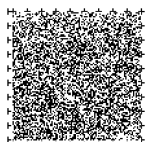
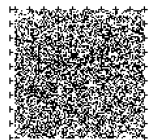


表 地域生活支援事業の見込量と実績（つづき）

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
(14)広域的な支援事業								
① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業								
ア 地域生活支援広域調整会議等事業	回	検討	検討	-	検討	検討	-	1
イ 地域移行・地域生活支援事業	人	0	9	-	7	9	77.7%	9
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業	回	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業（協議会の開催見込み）								
	回	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
(15)任意事業								
① 盲人ホーム	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
② 福祉ホーム	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
③ 訪問入浴サービス事業(月間)	人	86	65	132.3%	95	65	146.1%	65
④ 更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業(月間)	人	34	20	170.0%	38	20	190.0%	20
⑤ 知的障害者職親委託制度(月間)	人	5	5	100.0%	3	5	60.0%	5
⑥ 日中一時支援事業(月間)	人	136	165	82.4%	134	166	80.7%	167
⑦ 生活訓練等(年間)	人	926	700	132.2%	1,082	700	154.5%	700



3 障害者（児）をめぐる状況

障害者手帳所持者数やアンケート調査、誰もが共に暮らすための市民会議での意見から見た本市における障害者（児）をめぐる状況は、以下のとおりとなります。

障害の特性によりご自身の意見を表明することが困難な方や制度の谷間にいる方のご意見、要望等についても、様々な方法で実態の把握に努め、本市の障害者施策を推進していく必要があります。

(1) 障害者手帳所持者数等の推移

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和2年は33,497人となっています。等級別の構成割合は1級が36.4%、2級が14.8%で、合わせると51.2%と半数を占めています。

図 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

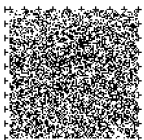
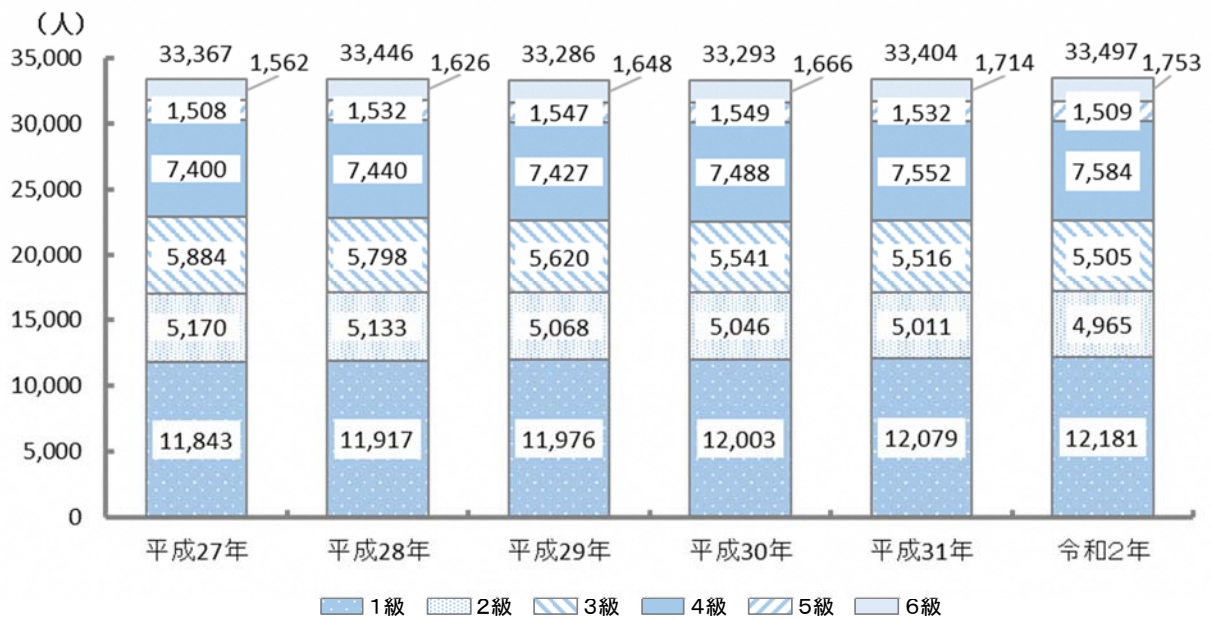


表 障害区分別身体障害者手帳所持者の内訳（各年4月1日現在）

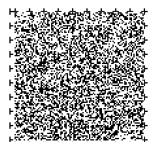
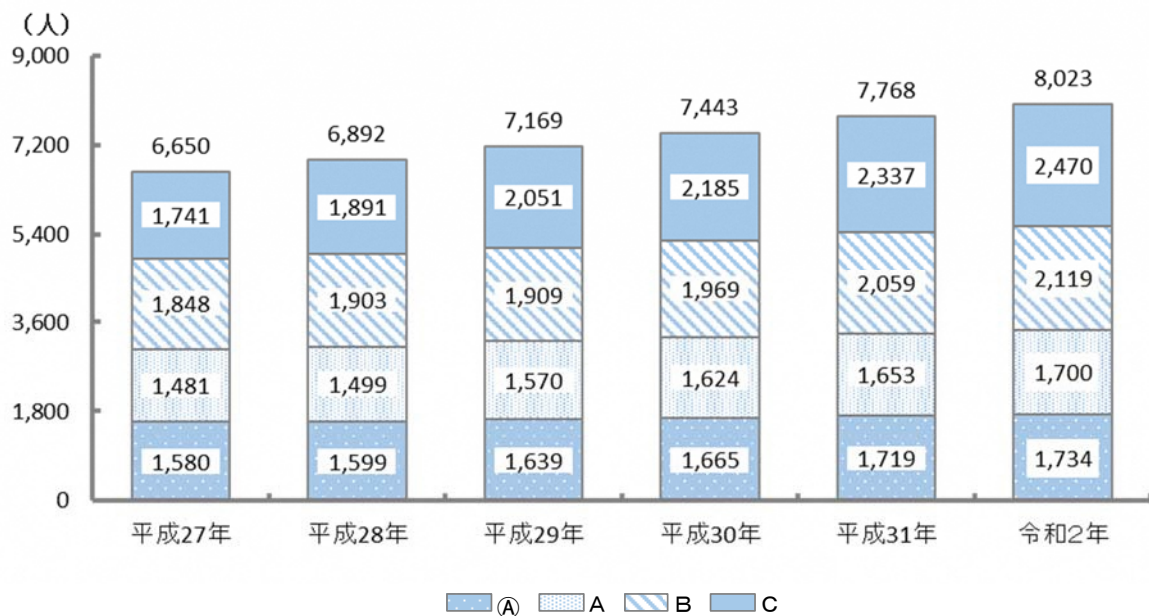
単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障害	2,256	2,242	2,232	2,232	2,238	2,253
聴覚・平衡機能障害	2,640	2,683	2,713	2,764	2,835	2,906
音声・言語・そしゃく 機能障害	540	555	534	537	553	554
肢体不自由	18,019	17,818	17,417	17,106	16,823	16,489
内部障害	9,912	10,148	10,390	10,654	10,955	11,295
合計	33,367	33,446	33,286	33,293	33,404	33,497

② 療育手帳所持者数

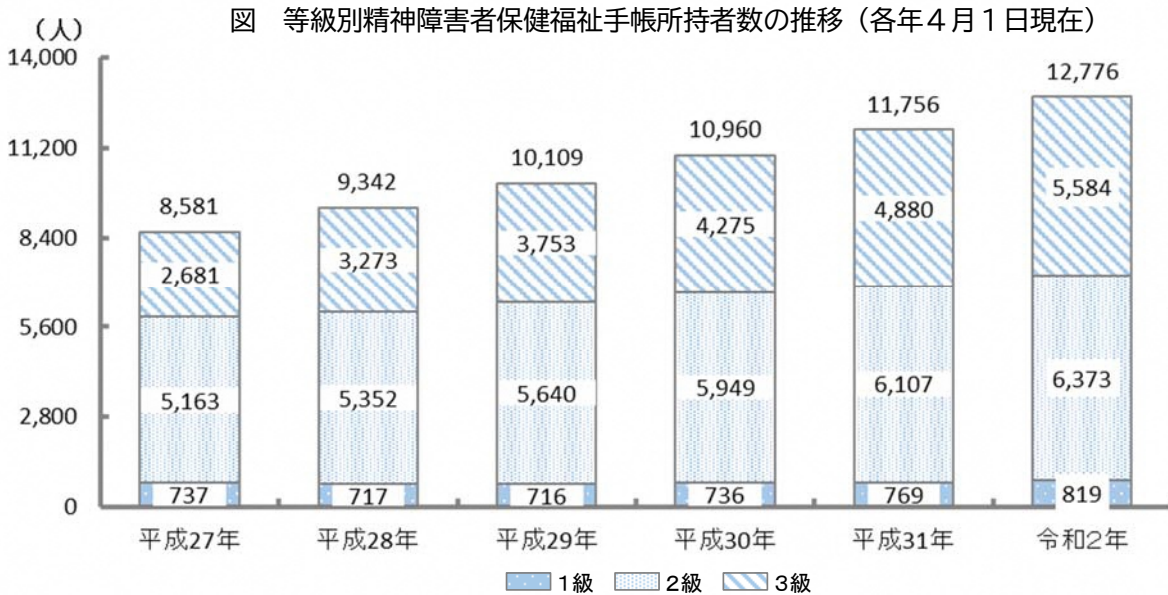
療育手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和2年は8,023人で、平成27年の6,650人から1,373人の増加となっています。等級別の構成割合は軽度層のCが30.8%で、平成27年の26.2%から4.6ポイント増加しています。

図 等級別療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



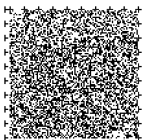
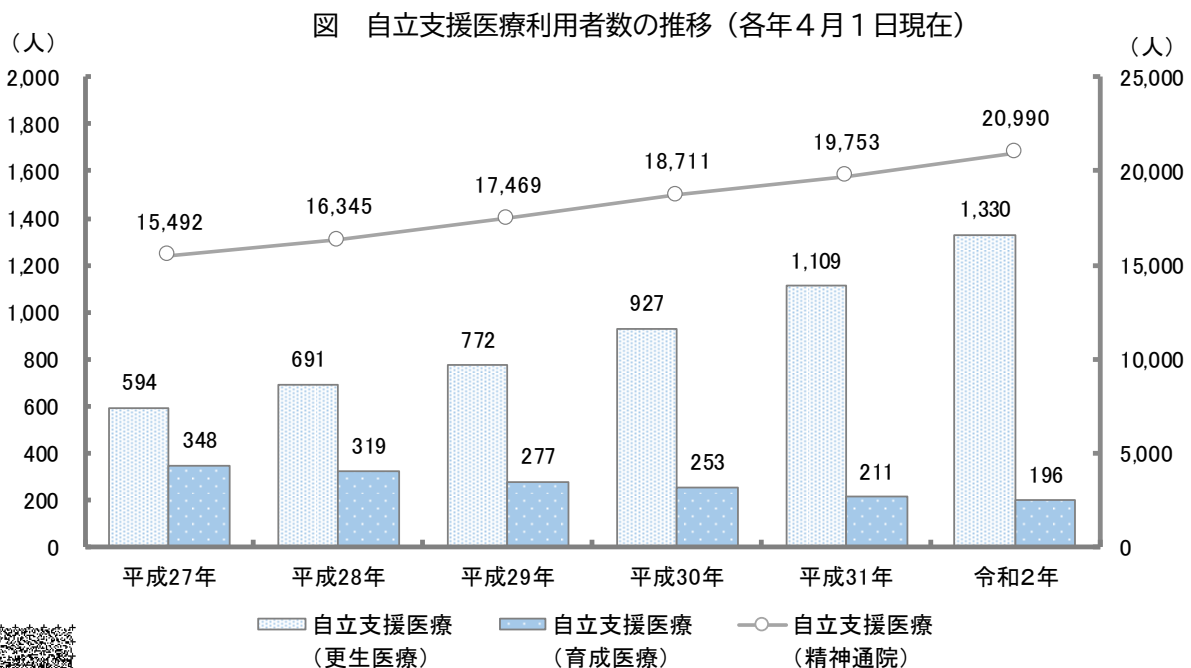
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和2年は12,776人で、平成27年の8,581人から4,195人増加しています。等級別の構成割合は3級が43.7%で、平成27年の31.2%から12.5ポイント増加しています。



④ 自立支援医療利用者数の推移

自立支援医療（精神通院）利用者数は増加傾向にあり、令和2年は20,990人となっています。また、自立支援医療（更生医療）利用者数は1,330人、自立支援医療（育成医療）利用者数は196人となっています。



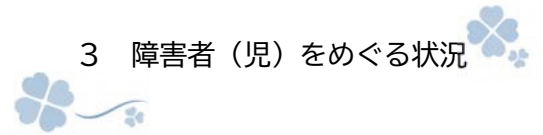
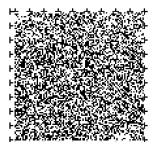


表 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）利用者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
自立支援医療 （更生医療）	594	691	772	927	1,109	1,330
自立支援医療 （育成医療）	348	319	277	253	211	196
自立支援医療 （精神通院）	15,492	16,345	17,469	18,711	19,753	20,990



(2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況

<アンケート実施状況>

保健福祉に関わる障害者等の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として令和元年10月1日～10月31日にアンケート調査を実施しました。

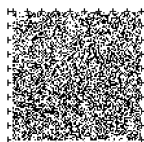
対象は、身体障害者、知的障害者、精神障害者・自立支援医療利用者（高次脳機能障害を含む）、難病患者、精神科病院入院患者、発達障害者及び障害福祉関係事業所で総発送数は6,500票です。

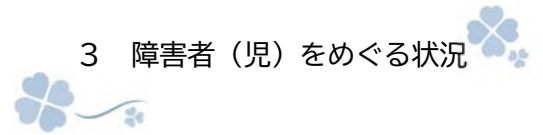
この調査の回収結果は下表のとおりです。

表 回収結果

調査の種類	配付数	有効回答数	回収率
身体障害者	3,400	1,693	49.8%
知的障害者	800	338	42.3%
精神障害者・ 自立支援医療利用者	1,200	454	37.8%
難病患者	600	332	55.3%
精神科病院入院患者	150	52	34.7%
発達障害者	200	85	42.5%
障害福祉事業所	150	93	62.0%
合計	6,500	3,047	46.9%

※回答率は、小数点第2位を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがあります。また、回答者が2つ以上回答することができる質問（複数回答）の場合、その回答率の合計は、100%を超えることがあります。





<回答者の年齢>

身体障害者は、加齢に伴う身体機能の低下によって手帳を取得する方も多く、65歳以上の方が全体の7割以上となっています。

知的障害者は、生まれながらに障害を抱えている方が多く、20代までの方が過半数を超えています。

精神障害者は、思春期以降に発症することが多く、入院されている方も多くおり、30歳以上の方が全体の9割弱となっています。

難病患者は、年齢的には中高年が多く、40歳以上の方が9割弱となっています。

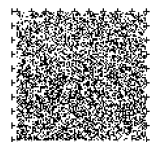
発達障害者は、20代までが全体の6割を占め、比較的若い世代が多いのが特徴となっています。

なお、「高次脳機能障害がある」と回答した方は、身体障害者のうち81人、知的障害者のうち6人、精神障害者のうち13人、難病患者のうち7人、発達障害者のうち1人で、あわせて108人となっています。

表 回答者の年齢

単位：人

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・自立支援医療	難病患者	発達障害者	精神（入院患者）
有効回答数	1,693	338	454	332	85	52
15歳未満	23	67	3	0	26	0
15～64歳	377	243	328	155	56	43
65歳以上	1,211	17	76	151	1	7
無回答	82	11	47	26	2	2

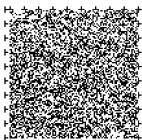
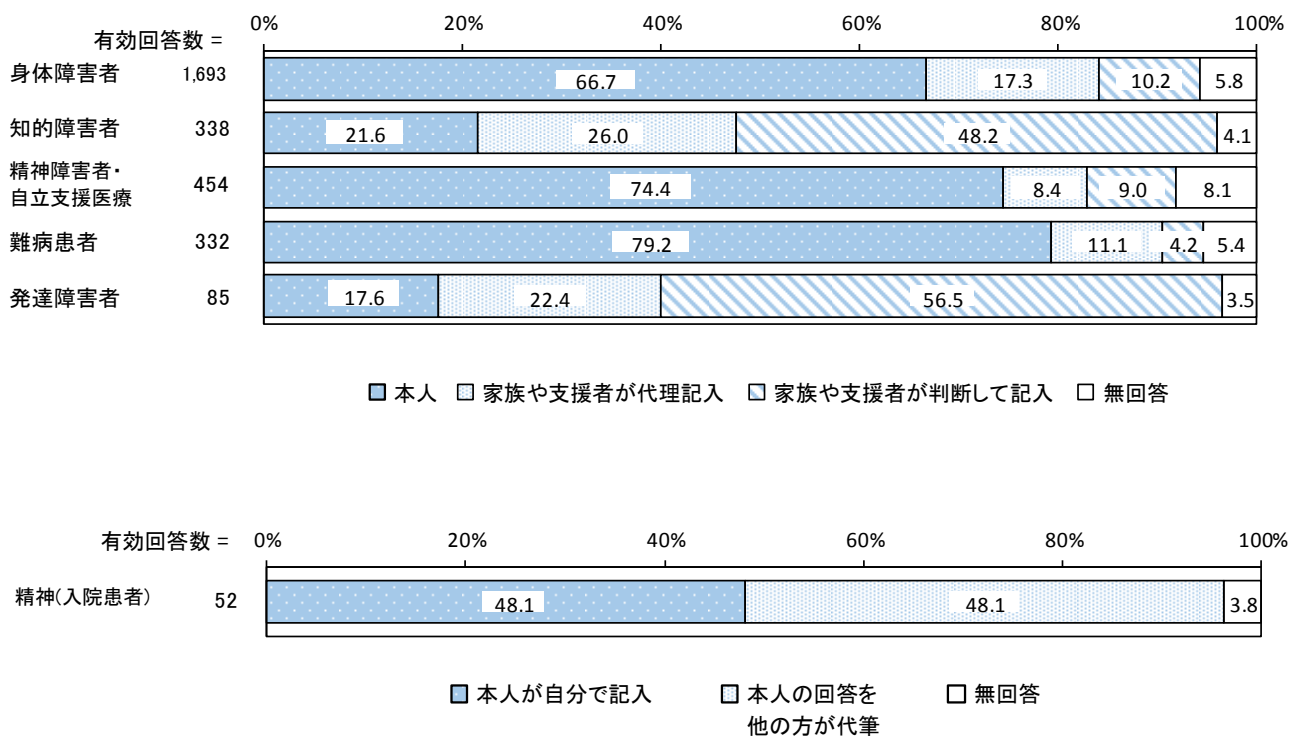


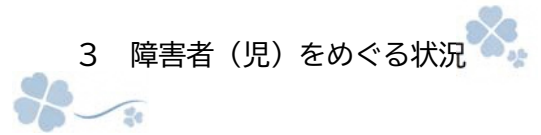
<調査票の記入者>

アンケート調査票の記入者は、身体障害者、精神障害者・自立支援医療、難病患者では、「本人」が最も高くなっていますが、知的障害者、発達障害者では、「家族や支援者による代理記入」、若しくは「家族や支援者が判断して記入」しているケースが全体の7割以上と高くなっています。

また、精神（入院患者）では「本人が自分で記入」と「本人の回答を他の方が代筆」がそれぞれ全体の5割弱となっています。

図 調査票の記入者





① 住む場所について

全ての対象者で「現在と同じ場所」が最も高く、身体障害者と難病患者では7割を超えています。知的障害者、精神障害者・自立支援医療、発達障害者では約4割となっており、「現在と違う場所」が比較的高くなっています。

図 今後暮らしたい場所

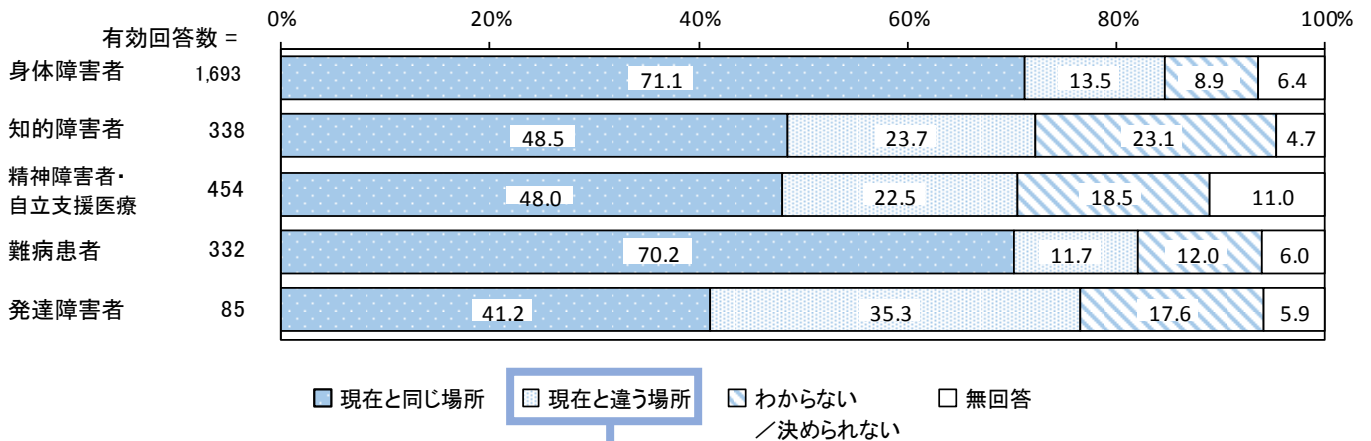
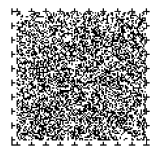
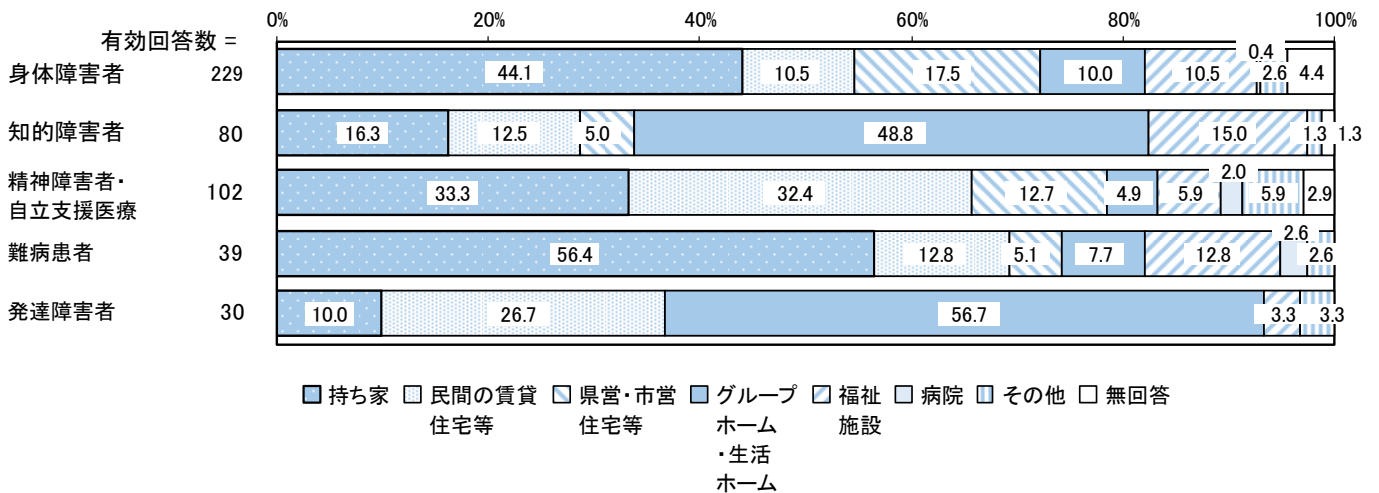


図 現在と違う場所で暮らしたい人が希望する場所



② 収入の状況について

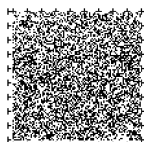
発達障害者を除き、「年金・手当」が最も高くなっています。また、発達障害者では、「親族の扶養または援助」が最も高くなっており、次いで「年金・手当」が高くなっています。

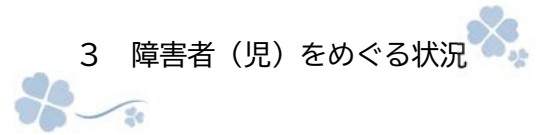
表 収入の状況（複数回答）

単位：％

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・ 自立支援医療	難病患者	発達障害者
有効回答数	1,693	338	454	332	85
給与・賃金	13.5	24.9	24.4	33.4	18.8
事業収入	2.6	0.3	2.0	2.4	2.4
福祉的就労による収入	1.0	18.0	6.8	0.0	16.5
年金・手当	79.4	51.2	45.6	51.2	38.8
生活保護費	4.6	3.6	18.1	0.9	1.2
財産収入	3.2	0.6	2.0	4.5	0.0
親族の扶養または援助	13.2	42.6	22.7	17.5	51.8
その他	2.3	3.8	3.5	3.6	5.9
無回答	2.2	2.1	8.1	5.1	1.2

※濃い網掛けは最も多い項目、薄い網掛けは2番目に多い項目（以降同様）





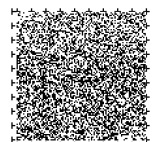
③ 日常生活の状況について

主な介助者（支援者）については、身体障害者と難病患者では、「夫または妻」が最も高く、知的障害者、精神障害者・自立支援医療、発達障害者では「父または母」が最も高くなっています。

表 主な介助者（支援者）（2つまでの複数回答）

単位：％

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・ 自立支援医療	難病患者	発達障害者
有効回答数	1,693	338	454	332	85
父または母	7.3	80.8	32.8	5.7	80.0
夫または妻	42.6	0.9	19.4	42.8	1.2
子どもや その配偶者	22.9	0.3	7.0	16.9	0.0
その他親族	2.7	8.9	5.9	1.8	9.4
各種ヘルパー	7.9	5.3	7.9	4.2	4.7
施設・病院の職員	8.8	16.3	11.2	2.7	17.6
その他	2.1	3.6	3.7	1.8	2.4
介助は受けていない	19.3	5.0	27.5	31.3	5.9
無回答	3.8	2.4	3.5	7.5	4.7



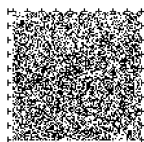
④ 相談について

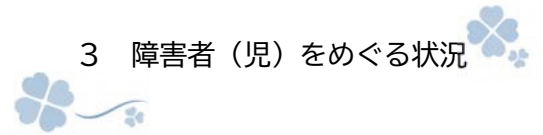
相談できない理由としては、身体障害者、精神障害者・自立支援医療、難病患者では、「どこ（誰）に相談していいかわからない」が最も高くなっており、知的障害者、発達障害者では、「その他」が最も高くなっています。

表 相談できない理由（複数回答）

単位：%

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・自立支援医療	難病患者	発達障害者
有効回答数	71	42	63	29	8
どこ（誰）に相談していいかわからない	50.7	35.7	46.0	51.7	25.0
身近なところに相談できるところがない	16.9	11.9	25.4	17.2	0.0
相談に対応できる人材や機関がない	9.9	16.7	19.0	10.3	0.0
相談しても満足 of いく回答がもらえない	28.2	26.2	39.7	17.2	25.0
プライバシー保護に不安がある	18.3	16.7	19.0	13.8	0.0
夜間や休日などに相談するところがない	9.9	7.1	15.9	10.3	0.0
その他	21.1	40.5	20.6	20.7	62.5
無回答	1.4	0.0	0.0	6.9	0.0





⑤ 昼間の活動の場について

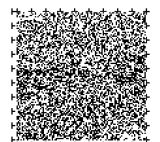
ア 平日の過ごし方（身体障害者、知的障害者、発達障害者）

身体障害者では、「主に自宅にいる」が最も高く、知的障害者、発達障害者では、「働いている（就労移行支援・就労継続支援等での就労を含む）」が最も高くなっています。

表 平日の昼間の過ごし方

単位：%

区分	身体障害者	知的障害者	発達障害者
有効回答数	1,693	338	85
小学校入学前のため、自宅にいる	0.2	0.3	1.2
障害児通園施設に通っている	0.3	2.1	2.4
保育園・幼稚園に通っている (特別支援学校を含む)	0.4	1.8	16.5
小学校・中学校・サポート校に通っている (特別支援学校を含む)	0.9	19.5	11.8
高等学校・サポート校に通っている (特別支援学校を含む)	0.1	3.8	5.9
大学・専門学校・高等技術専門学校 (職業訓練校)に通っている	0.1	1.2	3.5
障害福祉サービス事業所等に通所・入所している/ 〔発達障害者〕福祉施設等に通所・入所している	8.3	23.7	16.5
病院に入院している	1.4	0.3	0.0
主に自宅にいる	60.1	8.3	11.8
働いている(就労移行支援・ 就労継続支援等での就労を含む)	13.8	32.8	28.2
その他	7.5	1.5	0.0
無回答	7.1	4.7	2.4



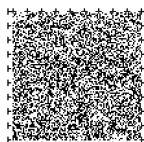
イ 平日の過ごし方（精神障害者・自立支援医療、難病患者）

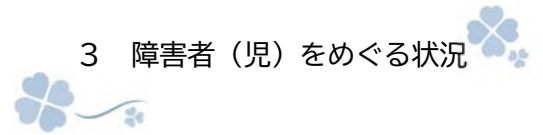
精神障害者・自立支援医療、難病患者ともに、「自宅で過ごしている」が最も高くなっています。

表 平日の昼間の過ごし方（2つまでの複数回答）

単位：%

区分	精神障害者・自立支援医療	難病患者
有効回答数	454	332
正規の社員や従業員として働いている	13.0	23.8
パート・アルバイトとして働いている	13.2	15.1
創作的な活動(手芸品の作成など)などを行う施設に通っている	2.2	0.0
就労するための訓練などを行う施設に通っている	9.7	0.0
家事・家業の手伝いをしている	16.3	15.7
学校・専門学校などに通っている	2.2	0.3
病院に入院している	3.3	2.1
病院・診療所等のデイケアなどに通っている	12.1	6.0
同じ障害を持つ仲間と集まっている	3.7	0.9
習い事やスポーツ活動に参加している	4.2	6.6
自宅で過ごしている	50.9	48.8
その他	6.4	8.4
無回答	2.0	1.2





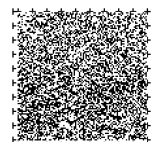
⑥ 外出について

外出する際に困ることについては、身体障害者、知的障害者、難病患者では、「特に困っていることはない」が最も高くなっていますが、身体障害者では、次いで「歩道や出入口等の段差がある」が、知的障害者、難病患者では、次いで「電車・バスなどの公共交通機関が利用しづらい」が高くなっています。また、精神障害者・自立支援医療では「交通費等の費用がかかる」が最も高く、次いで「特に困っていることはない」が高くなっています。

表 外出する際に困ること（複数回答）

単位：％

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・自立支援医療	難病患者
有効回答数	1,693	338	454	332
電車・バスなどの公共交通機関が利用しづらい	23.4	20.7	17.8	22.9
エレベーター・自動ドア・スロープが設置されていない	14.6	4.7	4.6	12.7
歩道や出入口等の段差がある	23.6	8.6	6.2	18.4
障害者駐車場が少ない、利用できない	12.3	6.5	1.5	7.8
視覚障害者のための点字ブロックや音声付信号が整備されていない	1.2	0.0	0.7	1.5
案内表示がわかりにくい、見えにくい	5.1	4.1	2.6	3.6
聴覚障害者のための音声情報以外の情報が少ない	2.3	0.9	0.7	1.2
障害者が利用できるトイレが少ない	11.7	13.3	3.1	10.8
ノンステップバスなどの利用しやすい交通手段が少ない	8.4	3.6	4.2	4.5
交通費等の費用がかかる	16.7	14.8	32.8	20.5
外出時に介助等の福祉サービスが必要となる	8.3	12.4	2.4	5.7
外出時に利用したい福祉サービスを使うことができない	3.8	7.7	1.8	3.0
自分の意思を理解してもらえない	4.5	18.3	7.3	3.6
知らない人に話しかけられる	1.3	8.9	5.9	1.2
周囲の視線が気になる	3.9	18.9	23.1	4.5
困った時に手助けしてもらえない	4.8	12.7	6.8	5.7
その他	7.2	9.2	9.0	7.8
特に困っていることはない	29.2	31.4	29.5	36.7
無回答	12.3	8.6	11.9	8.1



⑦ 情報について

情報入手やコミュニケーションをとるうえで困ることについては、身体障害者と難病患者では、「特に困ることはない」が最も高くなっていますが、次いで、身体障害者では、「パソコン・タブレット等の使い方がわからない」が、難病患者では、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）」が高くなっています。

また、知的障害者では、「状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」が、精神障害者・自立支援医療と発達障害者では「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が最も高くなっています。

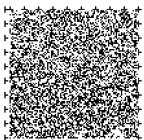
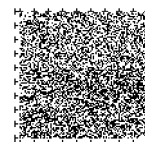


表 情報入手やコミュニケーションをとるうえで困ること（複数回答）

単位：%

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・ 自立支援医療	難病患者	発達障害者
有効回答数	1,693	338	454	332	85
案内表示がわかりにくい	6.7	8.3	4.4	5.4	10.6
音声情報や文字情報が少ない	4.4	3.8	1.8	4.2	2.4
パソコン・タブレット等の使い方がわからない	19.1	13.3	16.5	12.0	9.4
Web(ホームページ)が音声読み上げソフトや拡大ソフトに対応していない	3.3	3.0	2.6	3.0	2.4
問合せ先の情報にFAX番号やメールアドレスの記載がない	1.8	3.0	1.8	2.1	1.2
相手と直接顔を合わせて話すのが苦手	3.3	17.5	21.4	2.4	21.2
うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう	9.0	35.5	33.3	9.6	51.8
相手が介助者と話してしまう	2.2	5.0	2.0	2.7	5.9
読むことが難しかったり、複雑な文章表現がわかりにくい(簡単でわかりやすい文章にしてほしい)	12.3	35.2	17.6	11.7	28.2
難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい(ゆっくり丁寧な説明がほしい)	14.1	31.1	24.7	12.3	32.9
状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない	7.7	37.0	18.9	5.1	47.1
その他	5.1	8.9	5.5	4.8	15.3
特に困ることはない	37.5	17.2	28.2	50.6	5.9
無回答	18.5	14.8	11.2	10.2	16.5

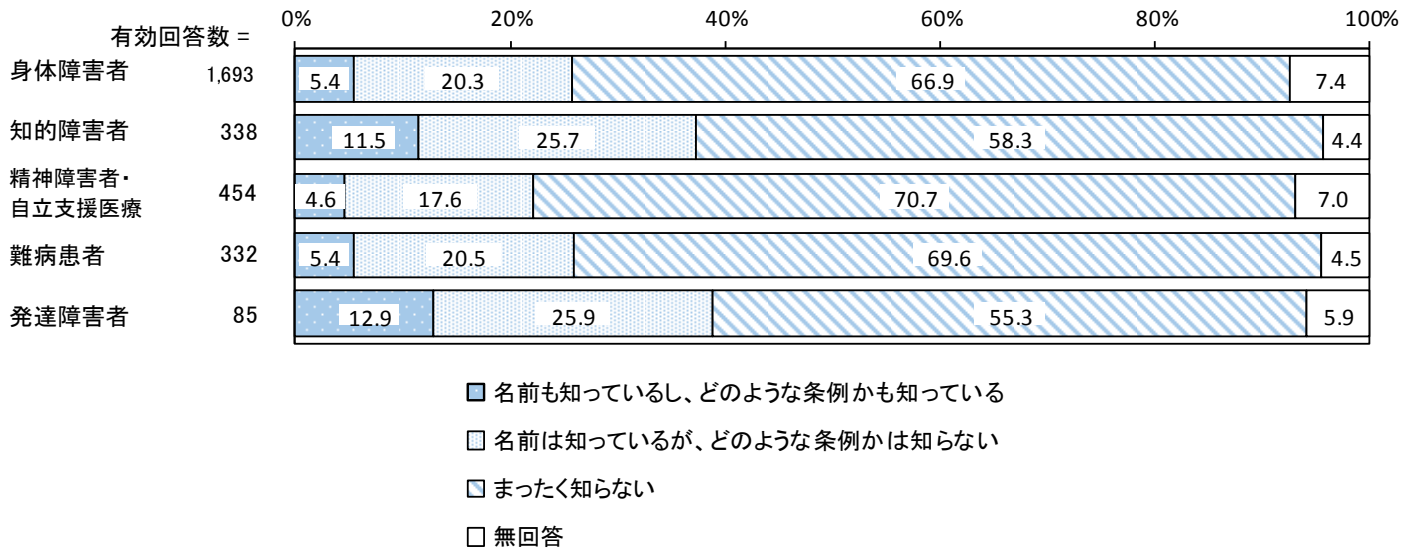


⑧ 障害者(難病患者)への理解について

ア ノーマライゼーション条例の認知度

全ての対象者で、「まったく知らない」が最も高く、半数を超えています。

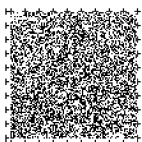
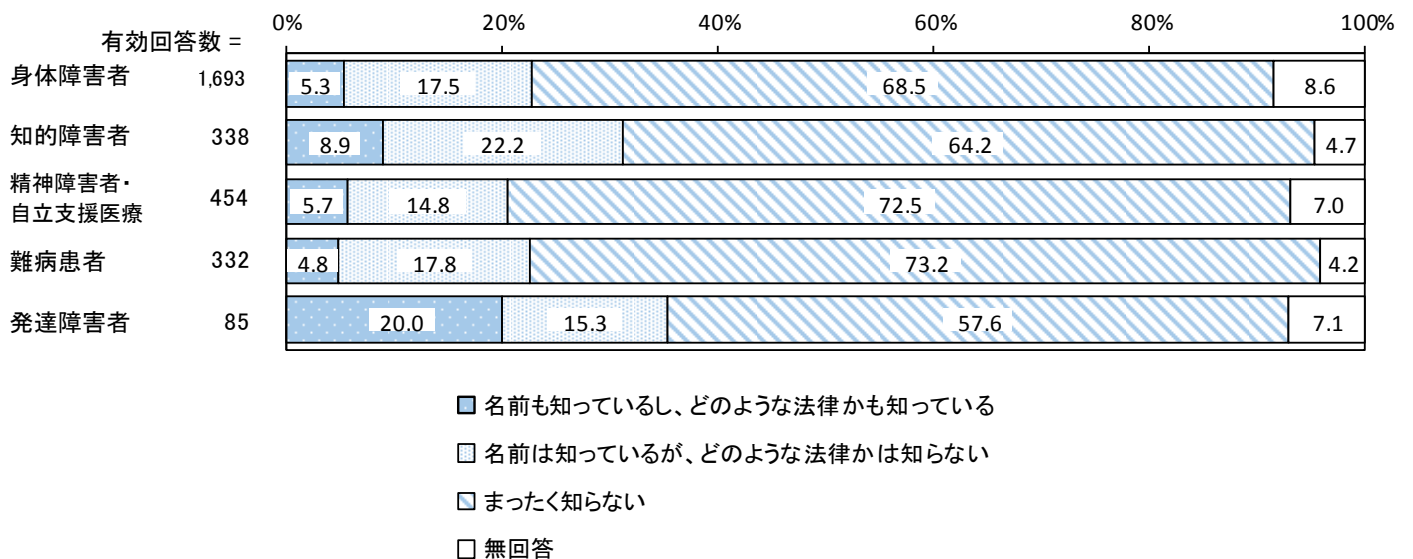
図 ノーマライゼーション条例の認知度

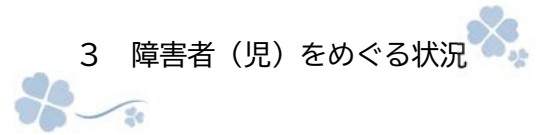


イ 「障害者差別解消法」の認知度

全ての対象者で、「まったく知らない」が最も高く、半数を超えています。

図 障害者差別解消法の認知度





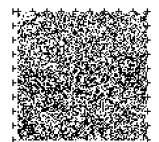
⑨ 災害時の対応について

災害時に望む支援については、身体障害者、精神障害者・自立支援医療、難病患者では、「いつも服薬している薬の確保や、緊急時の通院先など医療サービスの確保」が最も高く、知的障害者と発達障害者では、「避難先などで障害に配慮してもらえること」が最も高くなっています。また、全ての対象者で、次いで「歩いて行けるところで、少しはプライバシーが守られる避難所」となっています。

表 災害時に望む支援（3つまでの複数回答）

単位：％

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・ 自立支援医療	難病患者	発達障害者
有効回答数	1,693	338	454	332	85
歩いて行けるところで、少しはプライバシーが守られる避難所	41.3	43.8	44.3	45.2	42.4
障害者や高齢者が優先的に避難できる避難所	40.1	40.2	21.1	28.9	41.2
避難所などで福祉サービスを受けられること	18.7	21.6	14.5	14.2	12.9
避難先などで障害に配慮してもらえること	29.9	46.2	26.0	24.4	58.8
いろいろな情報がもらえること	25.2	20.1	24.2	28.9	23.5
いつも服薬している薬の確保や、緊急時の通院先など医療サービスの確保	44.8	23.1	54.4	61.1	18.8
誰かに一緒にいてもらえたり、不安な気持ちを聴いてもらえること	8.3	28.1	23.1	5.4	28.2
福祉用具等（車いすやストマ用装具等）の確保	10.8	2.4	3.7	7.5	0.0
電動車いすや人工呼吸器などを使用するための電源の確保	4.4	3.6	3.3	6.9	1.2
避難できない、または避難したくないので、自宅に支援物資などを届けてくれること	19.1	21.3	17.6	17.5	27.1
その他	1.9	2.4	2.6	3.6	1.2
特に思いつかない	5.2	6.8	6.2	2.7	2.4
無回答	5.3	3.8	7.0	7.5	2.4



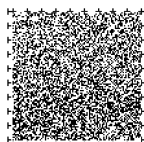
⑩ 障害者（難病患者）福祉施策への要望について

身体障害者と難病患者では、「医療費の負担軽減」が最も高くなっており、精神障害者・自立支援医療では、「各種手当（心身障害者福祉手当など）などの所得保障の充実」が最も高くなっています。

表 福祉施策へ望むこと（3つまでの複数回答）

単位：%

区分	身体障害者	精神障害者・自立支援医療	難病患者
有効回答数	1,693	454	332
障害者世帯向け公営住宅の整備	11.6	16.1	10.2
各種手当(心身障害者福祉手当など)などの所得保障の充実	26.7	42.3	25.3
医療費の負担軽減	31.9	41.4	59.6
障害者の就労や雇用施策の充実	9.6	26.2	10.5
緊急時の連絡手段の確保、防災対策の充実	18.1	8.8	13.3
道路、交通機関、公共建築物等の利用を容易にするための施策の充実	15.8	6.8	15.1
点字図書、録音図書、拡大文字、手話放送、字幕放送などの情報提供の充実	1.3	1.3	1.2
手話通訳、要約筆記制度の充実	1.4	0.9	0.6
障害者のスポーツ、芸術、文化活動などに対する支援	3.4	5.1	0.9
福祉教育やボランティア活動などの障害者理解や障害者との交流の促進	3.1	3.3	2.1
障害者の意見や要望を反映しやすい場の充実	7.4	9.3	6.9
困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実	23.1	32.2	26.5
ホームヘルプサービスの充実	12.5	5.3	11.4
ショートステイの充実	7.5	3.1	4.8
児童発達支援や放課後等デイサービスの整備	1.1	3.1	0.9
生活介護などの日中活動の場の整備	4.2	3.1	3.6
グループホームの整備	3.3	4.0	1.8
機能訓練の充実	7.4	4.6	5.7
就労移行支援、就労継続支援といった障害者の就労へ向けた支援を行う施設の整備	3.5	11.7	3.6
重症心身障害者や強度行動障害者の受入先の整備	6.7	4.4	4.5
生活介護などの医療的ケアを受けられる施設の整備	14.1	6.8	12.0
その他	7.6	9.7	7.5
無回答	15.5	11.9	11.1

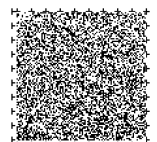


知的障害者では、「手当（心身障害者福祉手当など）のお金を増やしてほしい」が最も高く、発達障害者では、「まわりの人に自分たちのことをわかってほしい」が最も高くなっています。

表 福祉施策へ望むこと（3つまでの複数回答）

単位：%

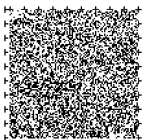
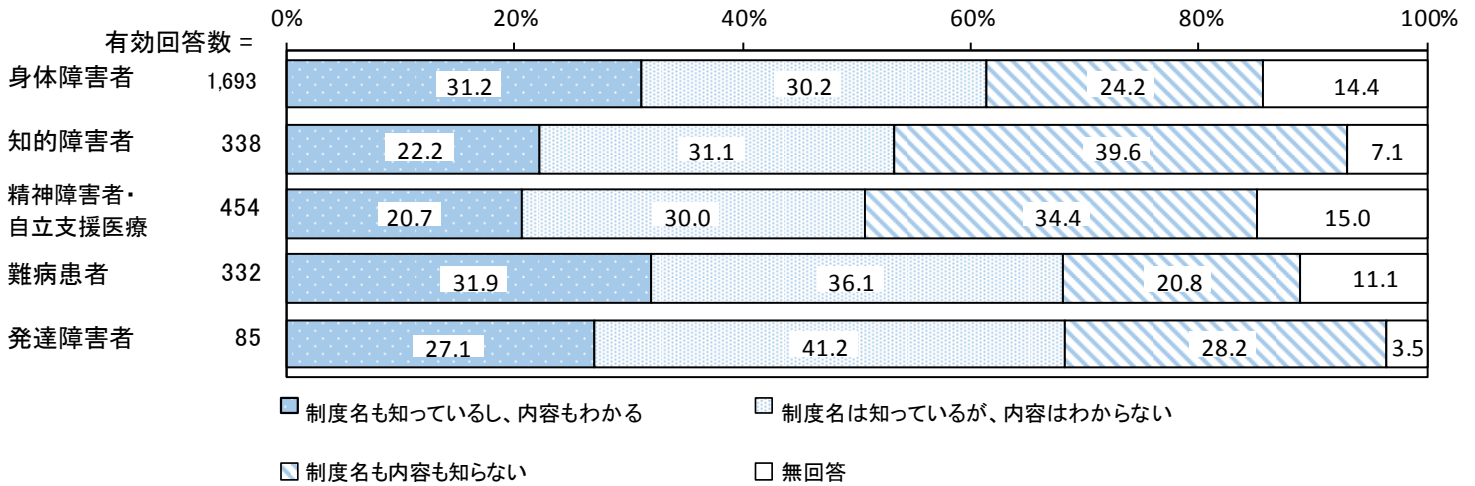
区分	知的障害者	発達障害者
有効回答数	338	85
住むところや住みやすい家をつくってほしい	17.8	9.4
手当（心身障害者福祉手当など）のお金を増やしてほしい	29.3	22.4
病院などでかかるお金を減らしてほしい	9.8	9.4
会社などで働けるようにしてほしい	12.7	15.3
何かあったときに人と連絡がとれるようにしてほしい	9.5	7.1
道路やバス、建物などを使いやすくしてほしい	5.9	2.4
わかりやすい情報がほしい	11.5	7.1
スポーツ、絵、音楽活動など自分たちの活動を支援してほしい	3.8	5.9
まわりの人に自分たちのことをわかってほしい	16.9	23.5
教育を充実してほしい	7.1	14.1
療育・指導をしてほしい	9.5	20.0
障害者の意見や要望を反映しやすい場を増やしてほしい	10.1	7.1
いろいろな相談ができる場所を増やしてほしい	16.9	22.4
ホームヘルプを増やしてほしい	4.7	1.2
ショートステイを増やしてほしい	13.3	12.9
生活や訓練をするために、必要な福祉施設をつくってほしい（自立訓練や生活介護施設など）	14.2	9.4
児童発達支援、放課後等デイサービスなどを増やしてほしい	5.0	16.5
グループホームを増やしてほしい	27.8	21.2
就労移行支援、就労継続支援といった障害者の就労へ向けた支援を行う施設を増やしてほしい	13.0	14.1
移動や送迎の支援をしてほしい	12.4	14.1
重症心身障害者や強度行動障害の受入れ先を増やしてほしい	5.9	-
生活介護など医療的ケアを受けられる施設を増やしてほしい	10.7	-
その他	11.2	17.6
無回答	7.4	10.6

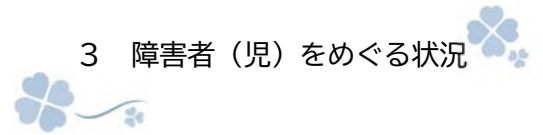


⑪ 成年後見制度について

成年後見制度の認知度については、身体障害者では、「制度名も知っているし、内容もわかる」が、知的障害者と精神障害者・自立支援医療では、「制度名も内容も知らない」が、難病患者と発達障害者では、「制度名は知っているが、内容はわからない」が最も高くなっています。

図 成年後見制度の認知度





⑫ 障害福祉関係事業所へのアンケート調査結果について

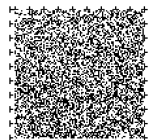
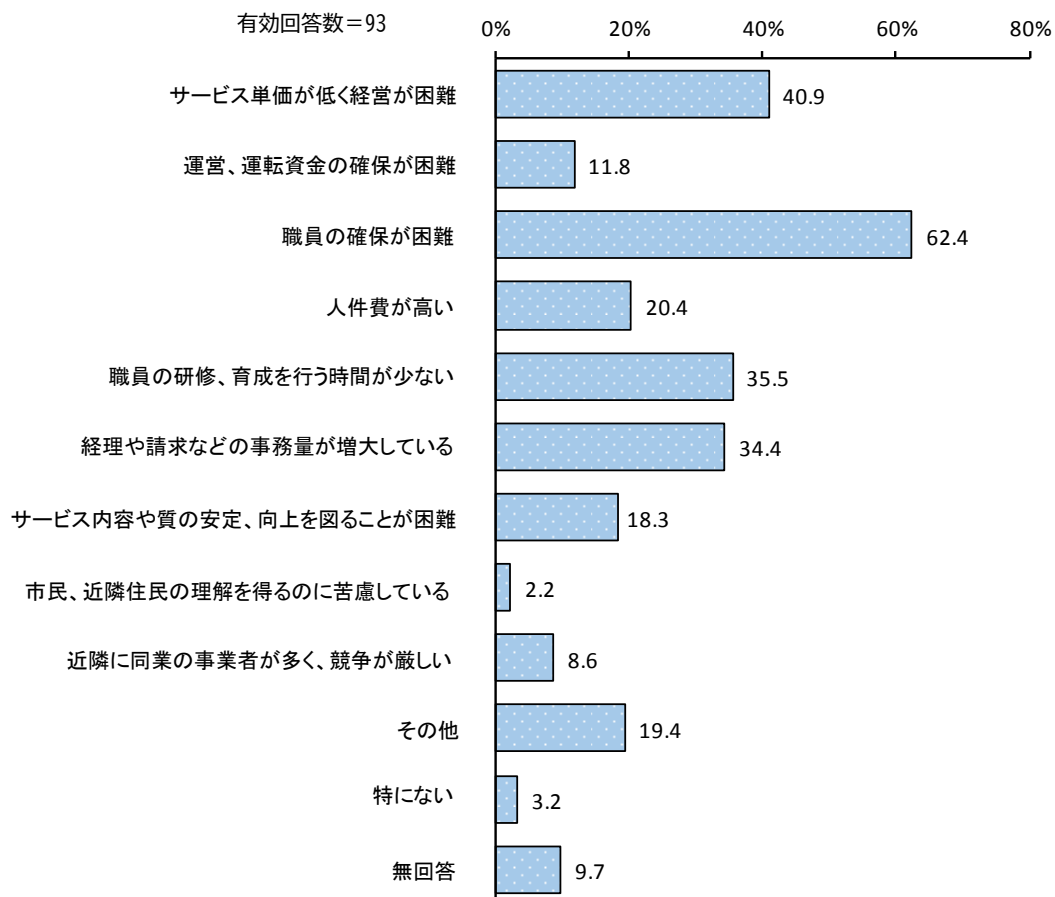
アンケート調査を行った事業所の職員の雇用形態としては、正規職員の平均が7.9人、非正規職員の平均は、6.7人となっています。

また、職員の年齢別平均人数は、「40歳代」が4.3人と最も多く、次いで「60歳以上」が3.7人となっています。職員の勤続年数別平均人数は、「1年以上2年未満」が4.3人と最も多くなっています。

経営上の課題としては、「職員の確保が困難」が62.4%と最も高く、次いで「サービス単価が低く経営が困難」が40.9%となっています。

職員の過不足の状況としては、「大変不足している」が20.4%、「不足している」が29.0%、「やや不足している」が25.8%で、合わせると75.2%と高くなっています。

図 経営上の課題（複数回答）



(3) 誰もが共に暮らすための市民会議での主な意見

「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」第7条に定められた障害者施策の実施状況や課題に関する市民相互の意見交換の場として、「誰もが共に暮らすための市民会議」を設置しています。

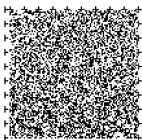
「令和元年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議」、及び「令和2年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議」では、主に次期障害者総合支援計画策定に向けてご意見をいただきました。テーマごとに取りまとめた代表的な意見は以下のとおりです。

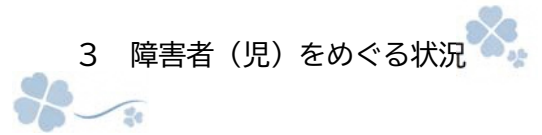
【障害に対する理解・啓発、権利擁護について】

- ・ 障害当事者であっても、障害に関わる法規を知らない人もいる。障害のある人となない人双方の「知る努力」なしには、共生社会は成り立たない。
- ・ 障害のない人たちにも、理解を深めてもらうほかに、障害当事者自らももっと積極的に社会参加していく必要がある。
- ・ 様々な生きにくさを感じている人がいること、それぞれに困り感が違うということを理解するために、正しい知識を広く啓発する活動が必要。
- ・ 障害者の生活においては、家族のサポートが大きいが、家族が対応できない場合や家族亡き後を踏まえ、周囲の理解とつながりが大切。こうした状況を考慮して市民に障害に対する理解と啓発に取り組むべき。
- ・ ヘルプマークの認知度を上げてほしい。まずは、すべての市職員がヘルプマークを理解することが必要。

【福祉サービスについて】

- ・ 障害者の生活の中心は自宅であるため、介助者となる家族へのサービスを充実させることが必要。
- ・ 生産年齢に当たる年代のニーズを反映した施策を検討するべき。
- ・ 誰しも金銭的支援は期待するもので、そういったサービスを求める声は多いが、本当に必要な人が、必要な支援を受けられるようにしてほしい。
- ・ まずは、サービスの利用希望者、制度の潜在的なニーズを掘り起こす作業が必要であり、利用が少ないサービスに照らし、制度の改善につなげていくべきである。
- ・ 福祉タクシー利用料金助成事業について、所得による給付制限を行うのではなく、障害の種別や程度に応じて助成されるよう制度を見直してほしい。また、1回で複数枚利用できるよう制度を見直してほしい。
- ・ 視覚障害者に対して、代読代筆の支援を福祉サービスの必須の事業として取り組み、また、その支援者の養成を行ってほしい。



**【住居について】**

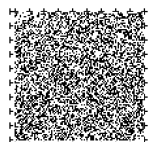
- ・重度障害の人も生涯にわたって地域で暮らしていくためにはグループホームが不可欠だが、そのグループホーム自体が適正に運営していけるよう制度を整えてほしい。
- ・軽度障害の方が対象となっているグループホームだけではなく、重度・中度の方も入居できるグループホームも整備すべき。受け入れる障害の程度別に整備目標を策定してはどうか。
- ・施設での生活においては、防音性など、プライバシーに配慮した設備であるべき。
- ・グループホームなどの整備に当たっては、水害などの災害の影響を受けないような場所への開設を支援してはどうか。

【相談・支援について】

- ・相談を受ける側が適切な支援を実施できるよう、スキル向上のための研修を行ってほしい。
- ・各機関がそれぞれ持つ機能を活かした支援を行う為に、支援機関同士の連携を強化する取組が必要だと思う。
- ・大きな災害や感染症など、これまで経験したことがない問題が起こっており、障害のある家族との生活全般において、とても強い不安を感じている。
- ・子どもから大人まで、障害者のライフステージを通じて、切れ目のない支援が重要だと思う。
- ・当事者の年齢で分断されることなく、様々なニーズへ柔軟に対応できるよう、各組織が縦横に連携することで実施される事業を望む。
- ・障害者の就労支援について、それぞれの障害特性にマッチしたサービスの提供、提案していくなど、手厚い支援を実施すべき。

【情報の取得・コミュニケーション支援について】

- ・障害種別や年齢等をキーとして、利用できるサービスや各種手当、相談窓口等を検索できるサイトを作成してはどうか。紙媒体による情報は、障害の種類によってはとても使いづらい。
- ・聴覚障害者の中には、文章が苦手な方も多数いるため、パンフレットなどはパッと見てわかるような絵など、文章が苦手な方にもわかりやすくするための工夫を、当事者の意見を取り入れながら対応してほしい。
- ・障害者本人や家族が孤立しないように情報が得られる環境整備が必要である。



【障害児支援について】

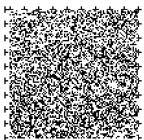
- ・発達障害等の「見た目ではわかりづらい障害」は、誰にも気づかれにくいものであるため、乳幼児健康診査などをきっかけとして早期発見をすべきである。また、気づきのきっかけとなる保育園や幼稚園、小中学校の職員には、正しい知識を身に付けるための研修を実施すべき。
- ・通学の難しい子どもたちの訪問教育や、特別支援学校卒業後の生涯学習等の充実に向けた取組を広げてほしい。

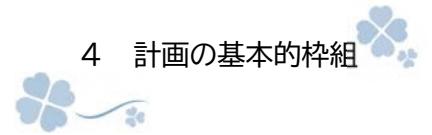
【危機対策について】

- ・災害時に、障害者は自宅待機することが安全と考える人もいるが、事態に応じて適切な避難行動がとれるように働きかけていくべきではないか。
- ・避難所の種類、とりわけ福祉避難所については周知がされていない状況であると感じている。
- ・災害時に、障害の特性に合わせた情報発信をしてほしい。
- ・要配慮者優先避難所だけでなく、指定避難所においても、障害者が必要な支援を受けられるような環境整備が必要。現状の指定避難所では、障害者が単独で避難生活を送るのは難しい。

【その他】

- ・障害のある子をサポートする親が亡くなったら、どのように子どもが生活していくのか、考えると夜も眠れないくらい不安になってしまう。
- ・障害福祉分野に携わる人材確保と定着支援が必要ではないか。
- ・市職員に研修を行い、障害への理解を深めることは大切であるが、実践しなければ身につかないため、例えば、簡単なものでも窓口対応において手話を使うなどしてはどうか。





4 計画の基本的枠組

(1) 基本方針

誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。

誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して



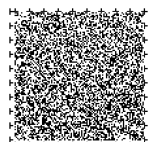
(2) 基本目標

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

障害者を「保護の対象」として行ってきた施策方針を転換し、障害者を地域社会の一員として社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」として捉え、市民の誰もが共に暮らせる地域づくりを進める必要があります。

このため、地域社会に幅広く障害者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、障害者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

また、地域の中で、障害者がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障害者本人の基本的な人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障害者が主体性を発揮できる地域づくりに努めます。



基本目標2 質の高い地域生活の実現

障害者には、乳幼児期から全ての年代において一貫した、切れ目のない、継続した支援が必要です。

このため、障害者それぞれが必要とする保育や療育、教育の実施に当たっては、各関係機関が連携して支援を行うとともに、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身近な場所において生活全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスが利用できる環境づくりを進めます。

さらに、国や県等の専門機関と有機的に連携して、その人の障害の特性に応じた適切な相談先に繋ぐ支援も行っていきます。

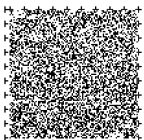
また、障害者が自らの利用するサービスを主体的に選択できるようにするためには、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化と内容の充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図るとともに、多様な選択が可能な社会にするための条件整備や支援が重要です。特に、障害者一人ひとりの生活状態や障害に合わせて、ニーズを正確に把握し、そのニーズに合ったサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

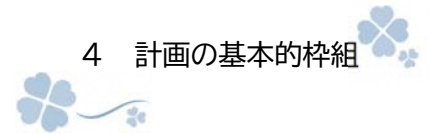
基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

全ての人々が、共に協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できる社会が求められています。障害のある人とない人が、あらゆる分野で共に活動するためには、それぞれの障害の特性に対する理解を前提とし、アクセシビリティに配慮した支援や環境の調整が必要です。

また、地域社会における就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障害のある人も、障害のない人も誰もが参加できる環境づくりに努め、障害のある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、国や県等の専門機関と有機的に連携して支援することが必要です。

障害に関係なく、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。



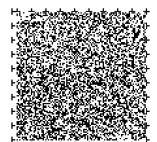


基本目標4 障害者の危機対策

災害などの緊急時における障害者や高齢者などの避難行動要支援者への対策は、これまでも防災意識向上のための普及・啓発活動や避難行動要支援者名簿の作成、避難場所の体制整備、意思疎通に支障がある方への支援などといった取組を進めてきました。

これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、実際に有効に機能する災害時の対策については、本市においても大きな課題と認識し、発災時に障害者が安全かつ速やかに避難することができ、意思疎通やアクセシビリティに関する支援や避難所での安定した避難生活の確保など、障害に応じた適切な配慮等の支援が提供できるよう対策を進める必要があります。

また、日常生活における救急や消費者トラブルなどの緊急時等についても、障害者が安心して地域生活が送れるよう支援を行います。



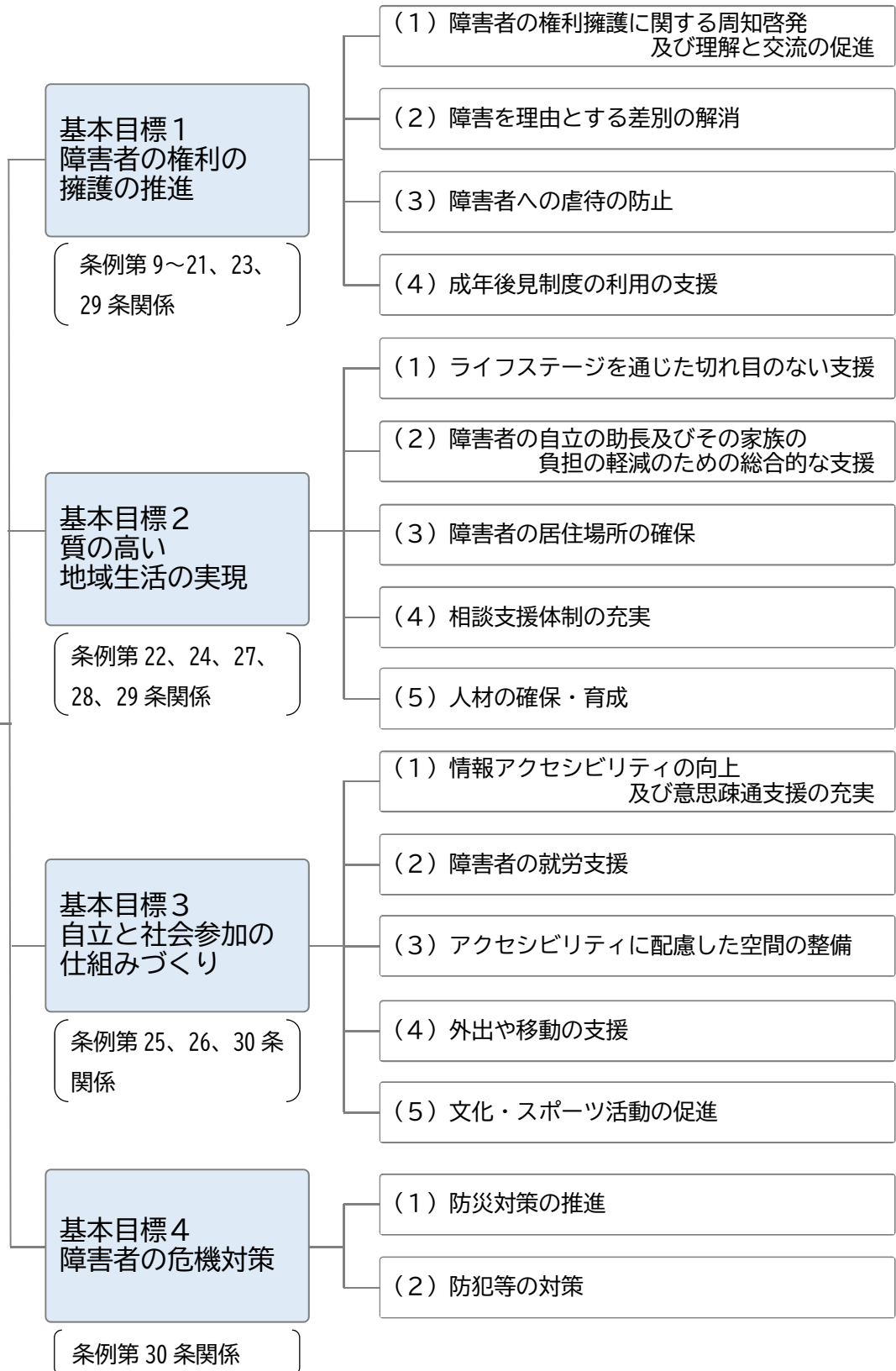
(3) 計画の体系

[基本方針]

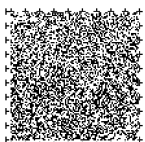
[基本目標]

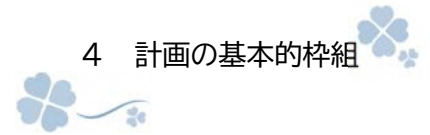
[基本施策]

誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して



※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。





(4) 実施事業

実施事業の★印は、重点的に取り組む事業になります。

基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進

基本施策 (1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

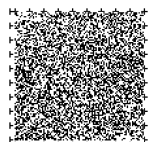
実施事業		担当所管	頁
★①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課	63
★②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課	63
③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	障害政策課	64
④	人権に関する学習の推進	人権教育推進室	64
⑤	交流及び共同学習の推進	特別支援教育室	64
⑥	心の健康に関する理解促進	こころの健康センター	64
⑦	精神疾患に関する理解促進	精神保健課	65
⑧	市職員の障害者への理解促進	障害政策課	65

基本施策 (2) 障害を理由とする差別の解消

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者差別への適切な対応、支援の実施	障害政策課	67
★②	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	障害政策課	67

基本施策 (3) 障害者への虐待の防止

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者虐待への適切な対応、支援の実施	障害支援課	69
★②	虐待の防止のための研修の実施	障害支援課	69
③	虐待事案等への対応力向上	高齢福祉課 障害支援課	69



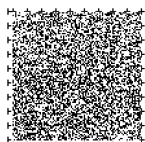
基本施策（４）成年後見制度の利用の支援

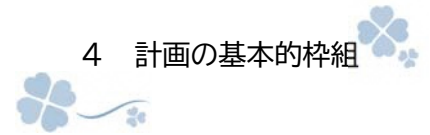
実施事業		担当所管	頁
①	成年後見制度の利用の促進	高齢福祉課 障害支援課	71
②	成年後見制度利用支援事業の実施	障害支援課	71

基本目標２ 質の高い地域生活の実現

基本施策（１）ライフステージを通じた切れ目のない支援

実施事業		担当所管	頁
①	乳幼児発達健康診査の実施	地域保健支援課	72
②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児政策課	72
③	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実	幼児政策課 保育課	72
④	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センター ひまわり学園総務課・ 医務課 療育センターさくら草	73
★⑤	発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設	特別支援教育室	73
⑥	相談支援体制の充実	特別支援教育室	73
⑦	心身障害児特別療育費の補助	障害支援課	73



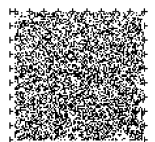


基本施策（２）障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害支援課	75
★②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害政策課	75
③	指導監査の実施	監査指導課	75
④	心身障害者医療費の給付	年金医療課	76
⑤	ふれあい収集の実施	資源循環政策課	76
⑥	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課	76
★⑦	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	障害支援課 こころの健康センター 精神保健課	76
⑧	精神科救急医療体制整備事業の実施	健康増進課	77
⑨	ひきこもり対策推進事業の実施	こころの健康センター	77
⑩	依存症対策地域支援事業の実施	こころの健康センター	77
⑪	家族教室の開催	精神保健課	77
★⑫	高次脳機能障害の相談支援と普及啓発	障害者更生相談センター	78
★⑬	発達障害者（児）に対する支援の充実	障害政策課 障害者総合支援センター 総合療育センター ひまわり学園育成課 療育センターさくら草 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	78

基本施策（３）障害者の居住場所の確保

実施事業		担当所管	頁
★①	グループホームの整備の促進	障害政策課	81
②	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	障害支援課	81
③	市営住宅における障害者などへの入居優遇	住宅政策課	81
④	民間賃貸住宅への入居支援	住宅政策課	81
⑤	居宅改善整備費の補助	障害支援課	82

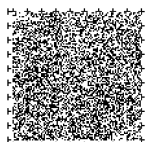


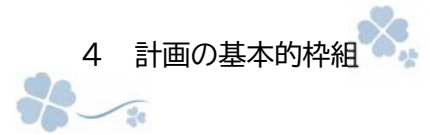
基本施策（４）相談支援体制の充実

実施事業		担当所管	頁
①	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害支援課	83
②	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催	こころの健康センター	83
★③	障害者生活支援センターの充実	障害支援課	83
④	精神保健福祉に関する相談の実施	精神保健課 こころの健康センター	84
⑤	障害者相談員の設置	障害支援課	84
⑥	聴覚障害者相談員の設置	障害支援課	84
⑦	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	福祉総務課	85

基本施策（５）人材の確保・育成

実施事業		担当所管	頁
★①	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	障害政策課 障害支援課	86
★②	手話講習会の開催	障害支援課	86
★③	要約筆記者養成講習会の開催	障害支援課	87
④	市職員に対する手話等の研修の実施	障害支援課 人材育成課	87
⑤	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	障害者更生相談センター	87
⑥	精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施	こころの健康センター	87
⑦	特別支援教育に関する教職員研修の実施	教育研究所	87
⑧	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	特別支援教育室	88
⑨	地域のネットワークを活用した人材育成	中央区役所支援課 岩槻区役所支援課	88
⑩	視覚障害者等用資料を作製する人材の育成	中央図書館 資料サービス課	88





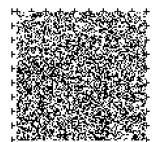
基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

実施事業		担当所管	頁
①	障害者等に配慮した情報提供	障害支援課 広報課	90
②	聴覚障害者への情報提供の充実	障害支援課	90
③	視覚障害者への情報提供の充実	障害支援課	91
④	選挙時の情報提供	選挙課	91
⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館 資料サービス課	91
⑥	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館 資料サービス課	92

基本施策（2）障害者の就労支援

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課	93
②	障害者ワークフェア等共同開催事業	障害支援課 障害者総合支援センター	93
★③	障害者優先調達の推進	障害支援課 障害者総合支援センター	93
★④	自主製品販売事業の活性化	障害支援課 障害者総合支援センター	94
⑤	さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援	人事課 教育総務課 障害者総合支援センター	94
⑥	重度障害者の就労支援事業	障害支援課	94



基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備

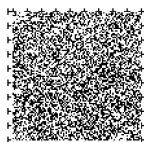
実施事業		担当所管	頁
①	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	都市経営戦略部	96
②	福祉のまちづくりの推進	福祉総務課	96
③	バリアフリー化の推進	交通政策課 都心整備課	97
④	ノンステップバスの導入促進	交通政策課	97
⑤	公園リフレッシュ事業の実施	都市公園課	97

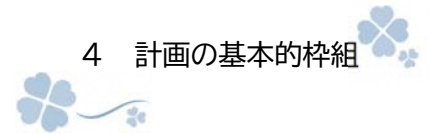
基本施策（4）外出や移動の支援

実施事業		担当所管	頁
★①	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	障害支援課	99
②	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	障害支援課	99
③	自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助	障害支援課	99
④	リフト付き自動車の貸出し	障害支援課	99

基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

実施事業		担当所管	頁
①	東京 2020 大会に向けた気運醸成	オリンピック・パラリンピック部	101
②	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課	101
③	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課	102
④	ふれあいスポーツ大会の実施	障害政策課	102
⑤	スポーツ教室の充実	障害政策課	102
⑥	市立施設の使用料減免	障害支援課	102





基本目標 4 障害者の危機対策

基本施策（1）防災対策の推進

実施事業		担当所管	頁
★①	防災知識等の普及・啓発	防災課 障害支援課 福祉総務課	104
★②	要配慮者の避難支援対策の推進	防災課 福祉総務課	104
★③	避難行動要支援者名簿の活用	防災課 障害支援課 福祉総務課	105
★④	災害時等における確実な情報の発信	防災課	105
★⑤	防災訓練への障害者の参加	障害支援課 防災課	105

基本施策（2）防犯等の対策

実施事業		担当所管	頁
①	障害者支援施設等の防犯対策事業	障害政策課 障害支援課	107
②	緊急通報システムの設置	障害支援課	107
③	インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信	指令課	107
④	緊急時安心キット配布事業	救急課	107
⑤	消費者行政の推進	消費生活総合センター	108

